

総長選考・監察会議（第7回）

令和7(2025)年10月31日(金)

10:00～11:30

議題

1. 総長の賞与に係る令和6（2024）年度職務実績評価について
2. 総長選考に関する運営方針会議からの意見について
3. 次期総長選考の実施手順等案に対するパブリックコメントの結果について
4. 求められる総長像について
5. 総長選考・監察会議内規等の改正概要について
6. 第2次候補者を決定するための手順について
7. ①意向投票、②総長予定者の決定、③記者会見のスケジュールについて
8. その他

配付資料

- 1-1. 総長の賞与に係る職務実績評価について（案）【非公開】
- 1-2. 総長の賞与に係る職務実績評価 総長に対する評価意見【非公開】
2. 総長選考に関する意見の提出について
- 3-1. 次期総長選考の実施手順等案に対するパブリックコメントについて（報告）
- 3-2. 次期総長選考の実施手順等案に対するパブリックコメント一覧【取扱注意】
- 3-3. 次期総長選考の実施手順等案に対するパブリックコメントの実施について
4. 求められる総長像（案）
- 5-1. 第2次候補者を決定するための手順について（案）
- 5-2. 第2次候補者の絞り込み方法（イメージ）
- 6-1. ①意向投票、②総長予定者の決定、③記者会見のスケジュールについて（イメージ）
- 6-2. 2026年9月 総長選考スケジュール（イメージ）
- 6-3. 意向投票の実施イメージについて
7. 第5回総長選考・監察会議議事要旨（案）

参考資料

- 1-1. 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）
- 1-2. 総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和4年3月24日総長選考会議）
2. 「求められる総長像（案）」等に関するご意見について

2025 年 10 月 8 日

東京大学総長選考・監察会議

議長　板 東 久美子 殿

東京大学運営方針会議

議長　本 田 桂 子

総長選考に関する意見の提出について

2025 年 9 月 16 日付ご依頼のありました、「求められる総長像（案）」等に関する運営方針会議の意見につきまして、別紙「総長選考に関する運営方針会議からの提案」のとおり提出いたします。

【担当】

東京大学本部経営戦略課経営戦略チーム

keieisenryaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

2025年10月8日

総長選考に関する運営方針会議からの提案

運営方針会議は、国立大学法人法の改正を受け、東京大学のガバナンス強化を目的として本年設置された。同会議は、総長・理事の一部・学内教員数名・外部委員により構成され、東京大学の中期計画を含む大きな方針、予算・決算について最終決定を行い、機関運営に関する重要方針についても監督し、適正に行われていない場合は是正措置を要求することとなっている。

一方、目標の達成・経営戦略の実行において、必要なスキルを有するリーダーの選任は非常に重要である。国際機関・産業界ではガバナンス組織がリーダーの指名も行うが、東京大学では、総長選考・監察会議がリーダーの指名と評価を行うこととなっている。そこで、運営方針会議では、東京大学の目標達成については総長選考・監察会議と運営方針会議がミッションを共有したうえでの協働をお願いしたいと考え、以下のご提案をするものである。

現状認識

東京大学（以下、東大）は、日本の最高学府の地位を150年にわたり維持している。一方、取り巻く環境は厳しく、東大は平時ではなく非常時にあるともいえる。

- 日本の少子化急進展; 20~24歳の人口は2025年時点で約620万人と、2000年から26%減少した。また、2045年までにさらに30%減少する見通しである。
- 東大の財務状況—経常支出超過の継続と繰越財源の大幅減; 国立大学法人運営費交付金の縮減やインフレ等に起因する経費増などが重なり、2025年度予算計画において40億円を超えるなど、2022年度以降は経常支出の大幅な超過が常態化。繰越財源も大幅減しもはや依存できない。
- 東大の国際大学ランキングにおけるポジション; 2025年はTHEランキングで世界28位。国際的な学術舞台における東大の卓越した評価・研究力・教育力を反映している。尚2018年の46位からここ2-3年大きく改善。一方、国際卓越研究大学第2期公募申請では、世界トップ10という極めて野心的な目標を掲げ、教員・理事・評議員から幅広い支持を得たと理解している。運営方針会議は、実現には大きなチャレンジがあると考え、進捗の厳格なモニタリングを計画している。この遂行に向け、次期総長には、従来にないハイレベルの経営能力が不可欠である。

次期総長に求められる資質（案）

総長に望ましい資質は多岐にわたる。一方、非常時ともいえる次期の東大ではプライオリティづけが必要と考える。その際重要な資質は、

- **(学術組織の) 経営能力一特に変革推進力 :**

(国際卓越研究大学に採択された場合は)グローバルトップ 10 達成のための、具体的な戦略立案（含 差別化可能な重点領域の設定）と抜本的な改革を断行（スクラップ & ビルドも必要であれば実行）できること。ガバナンス体制の整備・強化、カリキュラム開発、収入の多様化や予算運営管理の戦略立案を進められること。教職員・学生・同窓生を導き、かつ管理職層を統括しつつ組織全体をマネジメントできること。加えて、できれば、学術的な組織を学長・プロボスト・学部長などとして経営し成果をあげ、数十億円超規模の予算運営経験を持ち、在籍機関の世界的評価（グローバルランキング）の向上に寄与した実績を持つことが望ましい。

なお、経営者としての秀逸さは、学者や教育者としての能力の高さと必ずしも相関関係はない。
- **世界トップ 10 へのコミットと未来を切り拓く意志 :**国際卓越研究大学申請において掲げた計画を着実に実行することにコミットし、円滑な体制移行を自らリーダーシップをとって行うこと。東大の学術組織としての使命・強みを踏まえた明確なビジョンと、その未来を切り拓く意志を持つこと。

その次に重要なのは、

- **国際化推進力（含 国際的な戦略的パートナーシップ構築力）:**東大の国際化を迅速に推進できること。具体的には、主要な国際認証の取得とグローバルトップ機関等との包括提携・共同研究体制の早期構築。
- **ネットワーク力 :**海外の卓越した学術機関トップ、日本の産業界等と大学を代表して関係を保有ないしは早期に構築できること。
- **学問的業績 :**学術研究、論文発表において顕著な実績を有し、国際的な評価を得ていること。大学の研究成果の向上を早期に牽引できること。
- **資金調達力 :**寄付者との関係構築・維持・発展を通じて資金を獲得できること。一昨年まで年 30 億円程度であった寄付をコンスタントに昨年程度（120 億円超）確保できるという計画があるが、それをリードできること。
- **教育者としての秀逸性 :**教育者としての卓越していること。
- **高い倫理感を持ち、多様な人材（学生、教員、職員ともに）の活躍に配慮できること。**誠実さと嫌われることをおそれない胆力を持つこと。

戦略的検討事項

世界トップ大学においては、経営能力に優れた学長候補を、学内外にたいして明確なジョブディスクリプションを提示して広く集めている。これにより豊富な大学経営の経験を有する候補もあがってくる。一方東大においては、長らく学内から総長を輩出しており、ポ

テンシャルも含めて検討し選定してきた。これを継続するのであれば、学内での経営人材育成についても検討すべきであろう。もしくは、総長が東大経営で成果をあげているのであれば、任期の延長の検討もオプションとなりうる。総長の任務が複雑であり、長期的な目標を達成するうえで戦略的な継続性が重要であることを踏まえると、二期制モデルも検討に値すると思われる。その際、第一期終了時に徹底した評価と再選考のプロセスを組み込むことで、説明責任を確保するとともに、実績により継続が適当と判断される場合における持続的なリーダーシップの発揮が可能となる。

結論

東大も、状況に応じて、総長に求める資質が変化する。平時と非常時では必要なリーダーは異なる。現状を深く分析し、資質のプライオリティを明らかにし公開することで、より状況に即した候補を探すことができるのではないか。また、その時期にプライオリティの高い資質を明らかにすることで、選考のプロセスの透明性もあげることも検討されてはいかがであろうか。

Proposal from the Management Policy Council on the Presidential Selection

The Management Policy Council, established in response to the revision of the National University Corporation Act, was created to enhance the governance of the University of Tokyo ("UTokyo"). The Council is composed of the President, several Executive Vice Presidents, several internal faculty members, and external experts, and is responsible for making final decisions on the University's key operational policies, including medium-term plans, as well as budgets and financial statements preparation.

Recognizing the fundamental importance of selecting leadership with appropriate expertise to advance institutional objectives and implement strategic initiatives, we note that governance bodies in international organizations, universities, and private sector institutions often participate actively in executive selection processes. While the University President Screening & Inspection Committee maintains primary responsibility for presidential nomination and evaluation at the University of Tokyo, the Management Policy Council respectfully proposes to enhance collaboration with this committee in service of our shared commitment to institutional excellence.

Current Context

The University of Tokyo has maintained its distinguished position as Japan's leading academic institution for 150 years. However, we face an increasingly challenging operating environment that requires adaptive leadership and strategic innovation.

Demographic Considerations

Japan's demographic transition presents significant implications for higher education. Current projections indicate that the population aged 20-24 will be approximately 6.2 million by 2025, representing a 26% decline from 2000 levels. An additional 30% reduction is anticipated by 2045,

Financial Environment

The University faces evolving fiscal challenges, including reductions in the Management Expense Grants for National University Corporations and cost increases driven by inflation, which have resulted in budget pressures exceeding 4 billion yen in FY2025. This situation requires enhanced attention to financial stewardship and revenue diversification strategies.

Global Positioning

In the 2025 Times Higher Education World University Rankings, the University of Tokyo achieved 28th place globally, reflecting its continued strength in research, education, and international reputation. This represents meaningful progress from the 46th position in 2018. In the second-round application for the Universities for International Research Excellence Program, the University has established the ambitious objective of achieving top-10 global status—a goal that enjoys broad support across its academic community. The Management Policy Council recognizes this as a significant undertaking requiring sustained commitment and strategic leadership.

Proposed Presidential Qualifications

Given our current institutional context, we respectfully suggest prioritizing the following qualifications in presidential selection:

Primary Qualifications

- **Strategic Leadership and Institutional Management** - The next President must be capable of **creating a compelling vision for the university, formulating** concrete strategies and carrying out bold reforms to achieve the global top 10 target, including identifying and prioritizing areas for differentiation, and executing “scrap-and-build” reforms when necessary. The President should have strong knowledge of governance structures, curriculum development, faculty management, revenue diversification, cost control strategies, and budgeting. The ability to effectively provide leadership to faculty, staff, students, and alumni, while overseeing and managing the entire organization in coordination with the senior management team is also essential. Ideally, the candidate should have successfully managed a major academic organization (e.g., as President, Provost, or Dean), with responsibility for budgets exceeding tens of billions of yen, and have a proven record of contributing to improvements in the institution’s global ranking. We expect that the candidates have capability to conduct organizational transformation, strategic differentiation, and when appropriate, restructuring initiatives.

Note: Excellence as a manager does not necessarily correlate with distinction as a scholar or educator.

- **Commitment to move UTokyo to the Global Top 10 and a Determination to Shape the Future:**
The candidate should demonstrate a strong commitment to steadily execute the plans set forth as a University for International Research Excellence, and take

proactive leadership in ensuring a smooth transition of institutional structures. The candidate should also possess a clear vision, grounded in UTokyo's mission and strengths as an academic institution, along with a firm determination to shape its future.

Other Important Qualities

The following qualities are of secondary but significant importance:

- **International Engagement Capacity** - The ability to advance the University's global presence through strategic partnerships, international accreditation processes, and collaborative research initiatives with leading institutions worldwide.
 - **Relationship Development and Maintenance** - Skill in building and sustaining relationships with leaders of premier international universities, as well as key figures in Japan's industrial sectors, etc.
 - **Academic Excellence** - A distinguished record of scholarship and research with recognized international standing, along with the vision to enhance the University's research profile.
 - **Resource Development** - Experience in cultivating philanthropic support and expanding donor relationships. For context, annual donations have grown from approximately 3 billion yen to current levels of about 13 billion yen, and continued growth in this area would support institutional objectives.
 - **Educational Leadership** - Demonstrated excellence in teaching and educational innovation.
 - **Ethical Leadership** - A strong sense of ethics and the ability to foster an environment where diverse individuals—including students, faculty, and staff—can thrive. Proven integrity and the capacity to make principled decisions, including those that may be challenging or require difficult trade-offs.
-

Strategic Considerations

Leading global universities often conduct comprehensive searches for presidential candidates, utilizing clearly defined position descriptions to identify individuals with extensive management experience often from outside their own university.

The University of Tokyo has traditionally selected presidents from within its community, often emphasizing potential over prior administrative experience.

Should this approach continue, we might consider developing enhanced leadership development programs within the University. Alternatively, flexible approaches to presidential terms could be explored when circumstances warrant.

Given the complex nature of the presidential mandate and the importance of strategic continuity in achieving long-term institutional objectives, we suggest consideration of a two-term tenure model. This approach would incorporate a thorough review and reselection process at the conclusion of the initial term, providing both accountability and the opportunity for sustained leadership when performance merits continuation.

Conclusion

The qualifications most important for university leadership naturally vary with institutional circumstances and external conditions. The leadership needs during periods of stability differ from those required during times of significant change. Through careful analysis of our current situation and transparent communication of priority qualifications, the University can better identify candidates well-suited to our present context. Clear articulation of key qualifications would also enhance the transparency and effectiveness of our selection process.

We respectfully submit this proposal for consideration and welcome the opportunity for continued dialogue on this important matter.

公表用

令和7（2025）年10月31日
東京大学総長選考・監察会議

次期総長選考の実施手順等案に対するパブリックコメントについて（報告）

現総長の任期満了（令和9（2027）年3月31日）に伴い、令和8（2026）年度に実施予定の次期総長選考について、総長選考・監察会議において検討した実施手順等の案を学内諸会議に報告し、さらに、本学構成員を対象とするパブリックコメントを実施した。

本文書では、次期総長選考の実施手順等に対するパブリックコメントにおいて、本学構成員から寄せられた意見について、その概要を報告する。

1. 意見募集の方法

期 間：令和7（2025）年9月25日（木）～10月8日（水）
対 象：教職員及び学生
方 法：科所長会議及び事務長会議にて各部局内で広く周知いただくよう依頼した上で、UTokyo Portal 及び学務システム（UTAS）に掲載し、Microsoft Formsへの回答を求めた

質問項目：

- (1)教職員・学生の別（必須）
- (2)氏名（任意）
- (3)所属（任意）
- (4)メールアドレス（任意）
- (5)求められる総長像（案）について
- (6)総長選考プロセスについて
- (7)東京大学総長選考・監察会議内規の一部を改正する規則（案）
- (8)東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の一部改正について（案）
- (9)総長候補者資料（案）について
- (10)東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見（案）について
- (11)その他

2. 結果

回答者数とその内訳

36名が回答（身分別：教職員20名、学生16名）

意見概要 ※ () 内の数字は意見の数

(5)求められる総長像（案）について

●2項に関する意見（4）

- ・「鋭い先進性を持って現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い」の部分は冗長で、「要請に能動的に応える」という表現には違和感がある。
- ・「現代社会の要請」という表現は曖昧なため、社会と対話しながら大学が主体的に理想的な社会に関する構想・実行方針を定めるような表現とするのがよいのではないか。
- ・「必要に応じて」という表現は消極的で、要請から改革への繋がりが不明瞭であるため、「理想的な社会を実現するために大学が実行するべき課題を設定し、そのために必要な改革や見直しを行う」とする方がよいのではないか。
- ・「現代社会の要請に能動的に応え」という修正は、的確かつ迅速にというのが真意かと思うが、社会に迎合するという印象を持つため、他に適切な表現があるのではないか。

●3項に関する意見（7）

- ・冒頭「東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し」及び3項「組織構成員の幅広い支持」に関して、構成員との双方向的な信頼を構築するために、構成員を真に「対話の相手」として認識することを総長像の重要な要素として明文化すべき。
- ・授業料改定に係る決定では、学生への説明が不十分なまま報道により知る形となつたため、「円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的に機動的な組織運営を行う能力と実績」を「全構成員自治に則り、全構成員の合意形成にたゆまぬ努力を行ない、組織運営を行う能力と実績」と改めてほしい。
- ・「適切」又は「優れた」リーダーシップとはどのようなものかが不明瞭。また、「円滑かつ総合的な合意形成に配慮」は授業料改定の決定に際し、満足に達成されたとは言えないため、「協治」などより強い表現に改めるべき。
- ・「優れたリーダーシップ」に異論はないが、「適切に」を削る意図は図りかねる。
- ・「組織構成員の幅広い支持を受け」について、総長は職員・学生も含めた全構成員の代表であるとの理念をより明確化してほしい。
- ・深刻化する財政難の解決には、総長の強いリーダーシップが不可欠であり、「機動的な組織運営」に加え、「健全な財務経営」や「難局を乗り越えるための決断力」といった財務面の資質も明記すべき。
- ・「優れたリーダーシップ」について、単に強いリーダーシップを指すべきではない

●4項に関する意見（1）

- ・「社会の各界」という表現について、経済界などの一部の有力層に限定されるような印象を与えるため、税金と授業料で運営される大学として、国民や学生・保護者を広く含む「社会」という表現にすべき。

●5項に関する意見（1）

- ・「多様性を重んじ」に関して、経済的・精神的な困難や性別に関するマイノリティなど数字だけでは捉えられない多様な背景をもつ構成員の存在へ目を向け、環境改善に積極的に取り組む姿勢が、D&Iを掲げる大学にふさわしい総長像である。

●他の意見（4）

- ・改訂が特定の要素に偏っていることで、意中の候補者に合わせた改訂ではないかという疑念を持たれかねず、「能動的なリーダーシップ」や「財務基盤」等の記述には、学内の合意形成を軽視する意図が感じられるため、改訂にはより慎重さが求められる。
- ・「組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、「自由・自律及び多様性を重んじ、」の部分に十分に留意してほしい。
- ・経営力だけでなく、教育研究環境や学内意思決定過程を重視する総長像が求められるのではないか。
- ・候補者資料の内容や意向投票が教員中心である点から、研究者としての資質が重視されていると見受けられるが、総長像には研究実績の言及がなく、違和感がある。

(6)総長選考プロセスについて

●第1次候補者の推薦に関する意見（1）

- ・代議員会からの推薦について、全体最適が求められる本学においては、部局個別の意向を超えた観点から有為な人材が選択されるプロセスを検討いただきたい（1）

●動画配信の共通質問に関する意見（2）

- ・選定されなかった質問についても公表すべき（1）
- ・全ての質問の採用が難しいのであれば、無作為抽出とするか、回答必須の質問を設けるべき（1）

●第2次候補者の絞り込みに関する意見（2）

- ・ジェンダー及び文理によるクオーター制を選出方法に明記すべき（1）
- ・12人から5人への絞り込みの過程が不透明（1）

●候補者情報の提供・発信に関する意見（4）

- ・意向投票の前に候補者のマニフェストや関係者と候補者の質疑応答を公開すべき（1）
- ・経営協議会が推薦する第1次候補者について、推薦理由も公表する方が望ましい（1）
- ・第2次総長候補者の決定に際し、理由についても公表される方が望ましい（1）
- ・所信表明に加え、公開討論会についても開催されることが望ましい（1）

●学内構成員の意向投票への参画に関する意見（10）

- ・全ての構成員に投票権を付与すべき（2）
- ・より多くの職員に投票権を付与すべき（4）
- ・投票権が付与されていない教職員にも投票権を付与すべき（1）
- ・教授会構成員でない常勤理事、執行役、副理事等の参画についても検討すべき（1）
- ・全構成員の意向投票への参画が難しい場合、参考投票などの形で構成員が総長選考に関する意思表示を行う機会を保障すべき（1）

- ・学生にも投票権を付与してほしい（1）

●意向投票に関する意見（8）

- ・意向投票の結果を最大限尊重した上で、総長予定者を決定すべき（3）
- ・意向投票は廃止すべき（1）
- ・2回の投票結果では学内の意向を十分に反映できないのではないか（2）
- ・選考プロセスにおける意向投票の意義について、透明性のある説明を求める（1）
- ・意向投票の直後に総長予定者の決定が予定されていることから、投票結果がどの程度反映されるのか疑問が残る（1）

●その他（主な意見）（7）

- ・本パブリックコメントの全ての意見を公開すべき（1）
- ・資料2の誤りに関する指摘（2）
- ・求められる総長像への指摘（1）
- ・選考プロセスの透明性を確保すべき（2）
- ・情報ごとに公開範囲が異なる点については疑問に思う（1）

(7)東京大学総長選考・監察会議内規の一部を改正する規則（案）

(8)東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の一部改正について（案）

- ・代議員会の構成について、細則の別表2に追記された人数の算定根拠を明文化すべき
- ・部長級・各部局事務組織の長に投票権を付与する改正について、少人数のため投票結果への実質的な影響がない一方で、意向投票の正当性が強調される懸念がある
- ・内規12条4項の決定手順を示した上で、パブコメを求めるべき
- ・細則の別表2の「本部」について、本部事務組織を指していることが不明確ではないか
- ・総長予定者の決定に際しては、意向投票の結果を重視する旨を内規にも規定すべき（2）
- ・細則5項について、第2次候補者が3人の場合の投票は1回のことだが、過半数の得票者が出なかった場合は、上位2人による決選投票を行うべき
- ・絞り込み方法について、ジェンダー及び文理によるクオーター制を明記すべき
- ・意向投票の方式について、ボルダールルを採用すべき
- ・意向投票について、全ての構成員に投票権を付与すべき
- ・各会議の役割の明確化が趣旨の改正について、総長選考・監察会議の権限の拡大に反対する
- ・考慮すべきことが増えた結果、意向投票の比重が下がっているように思われる

(9)総長候補者資料（案）について

- ・選考にバイアスがかかり得るため、写真の要否については検討の余地があるようだ

(10)東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見（案）について

- ・多様な構成員を公平に包摂することについて、候補者の所見を伺いたい

- ・構成員を対話の相手としてどのように捉えているか、候補者の所見を伺いたい
- ・授業料改定の決定に係るプロセスについて、候補者の考えを問うべき
- ・6番の設問について、国際卓越の採択の可否等により再考する必要があるのではないか
- ・財政が逼迫する中、改革なしでは法人の持続が困難になりかねないため、「今般の財政状況の悪化に対して、どのように改善に取り組むか」という項目を追加してはどうか
- ・教育・研究に関しては各1問であるのに対し、経営に関しては2問あり、教育研究機関としての機能が霞んでいる印象を受ける
- ・国際卓越に関する設問について、国のごく最近の政策が、旧制帝国大学以来続く教育研究機関の総長にふさわしい人物を見極める上で本当に重要なのか
- ・候補者が現総長の施策をどう評価するのかが重要なポイントになるよう思う

(11)その他

- ・学内に不信感や混乱が生じないよう適切なプロセスにより総長選考を実施すべき
- ・全ての構成員に意向投票の投票権を付与してほしい
- ・学生の声に応える総長を求めたい
- ・意向投票の結果を最大限尊重すべき
- ・選考プロセスにおける透明化の確保が重要（2）
- ・意向投票において、職員がより広く参画できるようにしてほしい
- ・内規16条「意向投票の結果を考慮」について、どの程度考慮されるのかを明確にすべき
- ・事務局機能を強化すべき
- ・会議の録音データを適切に保管すべき
- ・本パブリックコメントの周知が不十分（2）
- ・議事録をもう少し早く公開してほしい

令和7（2025）年9月25日

教職員・学生 各位

東京大学総長選考・監察会議

次期総長選考の実施手順等案に対するパブリックコメントの実施について

現総長の任期満了（令和9（2027）年3月31日）に伴い、令和8（2026）年度に次期総長選考を実施する予定です。

総長の選考は、国立大学法人法に基づき、本学の総長選考・監察会議が実施しており、昨年度より、次期総長選考のプロセス等を検討してまいりました。

この度、その案がまとまりましたので、学内諸会議においてもご報告させていただいたところです。

つきましては、これらの案について下記のとおりパブリックコメントを実施いたしますので、ご意見のある方は、令和7（2025）年10月8日（水）17時までにお寄せいただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、実施手順等については、いただいたご意見を参考として、引き続き、総長選考・監察会議において検討を行い、令和7（2025）年12月1日の総長選考・監察会議において、決定する予定です。

記

1. 対象

教職員及び学生

2. 提出期限

令和7（2025）年10月8日（水）17時

3. 質問項目

(1)教職員・学生の別（必須）

(2)氏名（任意）

(3)所属（任意）

(4)メールアドレス（任意）

※(2),(3),(4)は、いただいたご意見について詳細をお伺いしたい場合のためお伺いするものです。差し支えないようでしたらご入力ください。

(5)求められる総長像（案）について【資料1】

(6)総長選考プロセスについて【資料2】

※プロセスのうち、どの事項についてのご意見であるか明記した上で、ご意見を入力してください。

- (7)東京大学総長選考・監察会議内規の一部を改正する規則（案）【資料3－2】
- (8)東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の一部改正について（案）【資料3－3】
- (9)総長候補者資料（案）について【資料4－1】
- (10)東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見（案）について【資料4－2】
- (11)その他

4. 回答方法

以下の URL よりフォームにてご意見等を入力してください。

▼Microsoft Forms

<https://forms.office.com/r/9KKD4XYqPs>

※回答には UTokyo Account でのログインが必要です。

※UTokyo Account でない個人等の Microsoft Account でサインインしている場合、Forms にアクセスできず「このフォームを表示したり、フォームに回答したりするためのアクセス許可がありません」と表示されることがあります。その場合は、一度サインアウトし、改めてお試しください。Microsoft Account のサインアウトは[こちらのリンク](#)から可能ですが（クリックするとサインアウトしますのでご注意ください）。

5. ご意見の取扱い

提出いただいたご意見については、総長選考・監察会議の委員が検討のために活用させていただきます。なお、ご意見は氏名・所属を秘匿した上で、その概要を総長選考・監察会議の資料として、HP で公開することを予定しています。

▼総長選考・監察会議 HP（活動状況）

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-info/b02_06.html

6. 備考

- ・ご意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承願います。
- ・氏名、所属、メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。
- ・UTokyo Account は認証のみに利用しており、回答と紐づけた記録はいたしません。

以上

【担当】

東京大学本部法務課法規チーム
houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

令和 7 (2025) 年 9 月 25 日
東京大学総長選考・監察会議

次期総長選考の実施手順等案について

1. 求められる総長像（案）／
求められる総長像（案）の改訂点について
2. 東京大学総長選考プロセスのイメージ／
総長選考プロセスにおける主な変更点のポイント（案）
3. 関連規則等
 - 3 - 1. 東京大学総長選考・監察会議規則
 - 3 - 2. 東京大学総長選考・監察会議内規（案）
 - 3 - 3. 東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（案）
 - 3 - 4. 総長選考・監察会議内規等の改正概要（案）
4. 候補者提出資料の様式（案）
 - 4 - 1. 総長候補者資料（案）
 - 4 - 2. 東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見（案）
5. 次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

参考資料 1. 国立大学法人法に基づく総長選考

参考資料 2. 前回総長選考後の対応について

【担当】

東京大学本部法務課法規チーム
houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

(案)

令和●年●月●日
総長選考・監察会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性を持って現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく能力
- 5 自由・自律及び多様性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

概要

先進性、能動性をもったリーダー像をより明確にするため、以下のように改訂

○ 2項における加筆修正

- ・「開学以来の伝統を活かしながらも、」の後に「鋭い先進性を持って」を加える
- ・「現代社会の要請に応え」を「現代社会の要請に能動的に応え」に変更

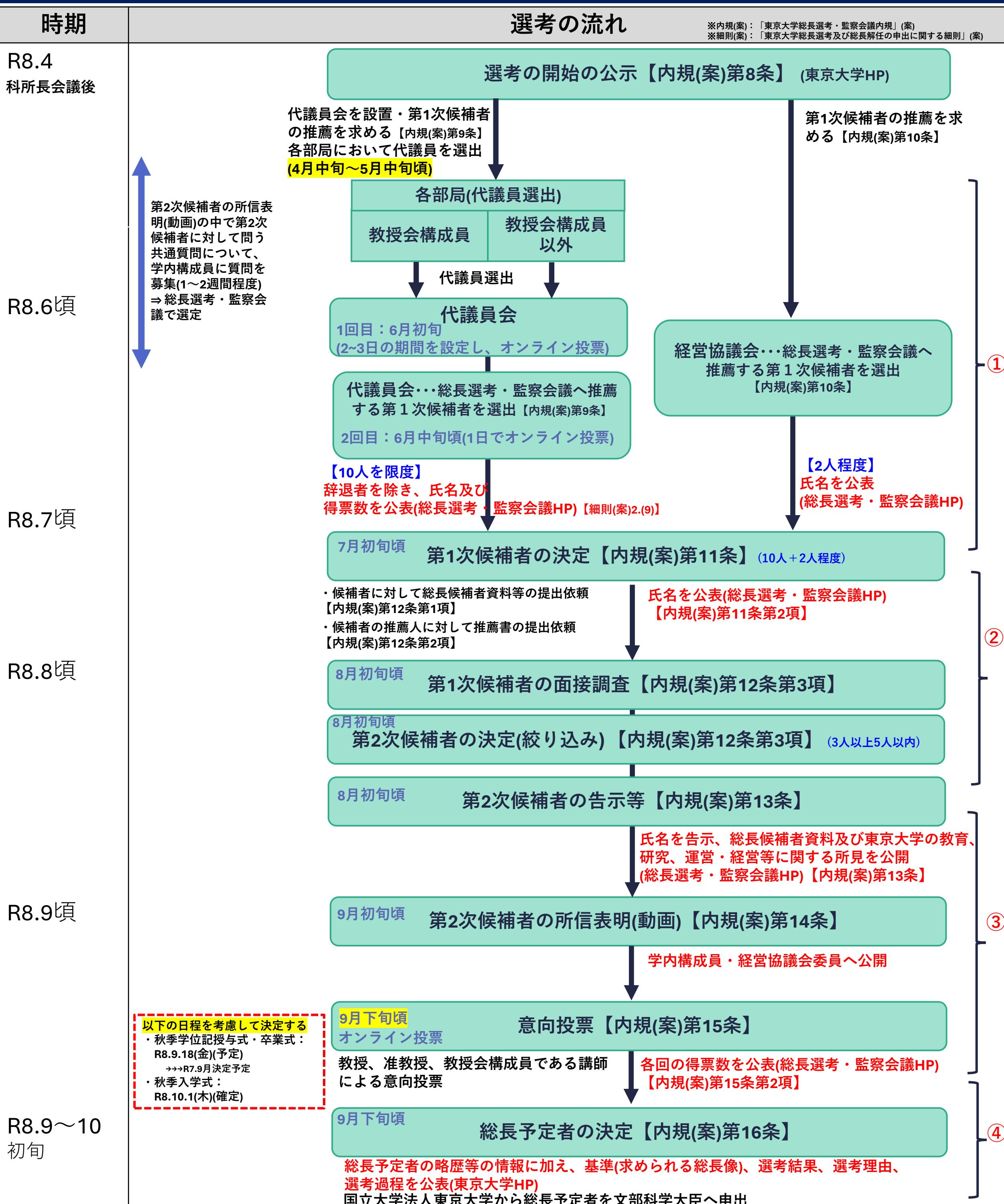
2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性を持って現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力

○ 3項における加筆修正

- ・「適切にリーダーシップを発揮」から「優れたリーダーシップを発揮し」に変更

3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績

※この改訂点の概要は、R7.5.21時点のものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直すものである。



以下の日程を考慮して決定する
 - 秋季学位記授与式・卒業式：
 R8.9.18(金)(予定)
 →→R7.9月決定予定
 - 秋季入学式：
 R8.10.1(木)(確定)

この流れ図中の①～④は、次ページの「①第1フェーズ(第1次候補者決定まで)」から「④第4フェーズ(総長予定者決定まで)」の各フェーズに対応している。

総長選考・監察会議は、経営協議会から選出される学外委員8名と教育研究評議会から選出される学内委員8名で構成される。

総長の選考に当たっては、総長選考・監察会議が選考の基準となる「求められる総長像」を定め、あらかじめ提示する【内規(案)第7条】。

*この流れ図は現時点の想定する流れを記載したものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

① 第1フェーズ(第1次候補者決定まで)

選考の開始の公示 → 代議員会・経営協議会からの第1次候補者推薦等 → 総長選考・監察会議による第1次候補者の決定

①代議員会の構成の見直し

・組織区分に公共政策学連携研究部を追加

公共政策学連携研究部は研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、代議員を選出する母体の部局として追加するもの。

・教授会構成員以外の者の参画者を拡大

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、多様な意見を取り入れるために見直すもの。現在、学部を有する研究科は教授会構成員8名と教授会構成員以外の者1名、学部を有しない研究科・附置研究所等は教授会構成員4名と教授会構成員以外の者1名だが、学部を有する研究科について教授会構成員以外の者を1名追加し2名とする。(研究科で1名と学部で1名の計2名というイメージ)

② 第1次候補者の推薦における情報提供

・代議員会からの推薦について、第1次候補者として推薦する者の氏名及び得票数を公表

・経営協議会からの推薦について、第1次候補者として推薦する者の氏名を公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの。

③ 総長選考・監察会議における第1次候補者の決定について氏名を公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの。

② 第2フェーズ(第2次候補者決定まで)

総長選考・監察会議による第1次候補者の面接 → 総長選考・監察会議による第2次候補者の決定

④ 第1次候補者から総長選考・監察会議へ提出する候補者資料の再検討

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、第1次候補者について必要な情報の見直し。

⑤ 第1次候補者の面接の時間設定の検討

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、候補者への面接時間(特に候補者への質疑応答時間)をより長く確保する方向で見直し。

⑥ 第2次候補者の絞り込みに関して、原則としての選出方法を事前に明確化

学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし、信頼性・透明性を確保する観点から、絞り込みを行う際の議事運営を事前に明確化するもの。

⑦ 絞り込み後の第2次候補者の氏名の告示及び候補者資料の公開

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの。

③ 第3フェーズ(意向投票まで)

所信表明(動画提供) → 意向投票

⑧ 所信表明(動画)の提供

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、委員の判断材料に資するため及び意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるようにするため、第2次候補者に対して所信を表明する機会を設け、動画で提供。所信表明に加え、あらかじめ総長選考・監察会議が設定した共通の質問に対し、意見を表明するパートを設け、その共通の質問は、学内構成員(教職員及び学生)から募集し、総長選考・監察会議で選定。また、第1次候補者を推薦する役割を担う経営協議会委員にも動画を提供。

⑨ 部長級、各部局事務組織の長に投票権を付与

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、大学の運営・経営への関与の観点から参画者を拡大するもの。

⑩ 意向投票の実施方法の見直し

・総長選考・監察会議がその責任と権限の下、求められる総長像に基づき主体的に選考を行う際に、総長が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかを確認するための一つの参考として、引き続き意向投票を活用する。

・総長選考・監察会議が主体的に選考を行う観点及び意向を合理的に把握する観点から、投票回数は、第2次候補者が3人の場合は1回とし、第2次候補者が4人以上の場合は、得票多数の者上位3人(末位に得票同数の者があるときは、これを加える。)について2回目の投票を行う。

⑪ 意向投票の投票結果の公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため、意向投票が終了した後、全ての投票回の結果(各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。)を公表する。

④ 第4フェーズ(総長予定者の決定まで)

⑫ 総長予定者の決定に際して、考慮すべき事項の明確化

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保した上で、総長選考・監察会議が主体的に総長予定者を決定するにあたり、前提となる求められる総長像をはじめ、総長候補者資料等、調査、新たに実施することとした所信表明の動画提供、意向投票など総合的に考慮する事項を明確化。

その他

●求められる総長像、関連規則等については、経営協議会、教育研究評議会、科所長会議において説明した上で学内構成員に対してパブリックコメントを実施する。

実施期間：令和7(2025)年9月25日～令和7(2025)年10月8日(予定)

実施方法：UTokyo Portal及びUTASへ掲載

なお、運営方針会議にも別途意見を照会する予定

●【参考資料】次期総長選考に向けた課題検討(総長選考・監察会議資料)

東京大学総長選考・監察会議規則

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第2号

(設置)

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）に東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる者各同数の委員総数16人（選出にあたって経営協議会及び教育研究評議会が一致した議決により別段の定めをしたときは、その人数）をもって組織する。

- (1) 経営協議会の構成員（大学法人の役員又は職員である構成員を除く。）の中から経営協議会において選出された者
- (2) 教育研究評議会の構成員（大学法人の役員を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者

(任期)

第3条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。
 - (2) 前条第2号の委員の任期は3年とする。
- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、選考・監察会議を招集し、会務を統括する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任務)

第5条 選考・監察会議は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 総長の選考
 - (2) 総長の解任の申出
 - (3) 総長の業務執行の状況についての確認及び中間評価の実施
 - (4) 総長の任期に関する事項の審議
 - (5) 大学総括理事の設置の是非に関する事項の審議
 - (6) 運営方針委員の選任及び解任についての審議
 - (7) 運営方針委員の任期に関する事項の審議
- 2 前項の任務を行うにあたり必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 選考・監察会議の庶務は、本部法務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

改正案は総長選考・監察会議において
引き続き検討を行う。

東京大学総長選考・監察会議内規の一部を改正する規則（案）（令和　年　月　日東大規則第　号）

改正理由：総長選考プロセスの透明性の確保、総長選考プロセスにおける各会議の役割の明確化及び字句修正のため、必要な改正を行う。

現 行	改 正
<p>(略)</p> <p>(議事)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、<u>第15条</u>により解任の申出をする場合及び<u>第20条</u>によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(表決)</p> <p>第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 求められる総長像の決定</u></p> <p><u>(6) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃</u></p> <p><u>(7) 大学総括理事の設置</u></p> <p><u>(8) 運営方針委員の選任及び解任</u></p> <p><u>(9) 運営方針委員の任期に関する事項</u></p>	<p>(略)</p> <p>(議事)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、<u>第17条</u>により解任の申出をする場合及び<u>第22条</u>によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(表決)</p> <p>第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃</u></p> <p><u>(6) 大学総括理事の設置</u></p> <p><u>(7) 運営方針委員の選任及び解任</u></p> <p><u>(8) 運営方針委員の任期に関する事項</u></p>

<p>(10) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(監事の陪席)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与えるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(選考基準)</p> <p>第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにするものとする。</p> <p>(選考の開始の公示)</p> <p>第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合は、その6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から<u>すみやかに</u>、選考の開始を公示する。</p> <p>(代議員会からの推薦)</p>	<p>(9) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(監事の陪席)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与える。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(選考基準)</p> <p>第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにする。</p> <p>(選考の開始の公示)</p> <p>第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合は、その6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から<u>速やかに</u>、選考の開始を公示する。</p> <p>(代議員会からの推薦等)</p>
---	---

第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）を定めるために、代議員会を設ける。

2 代議員会は、10人を限度として第1次候補者を定め、選考・監察会議に通知する。

3 代議員会の構成及び第1次候補者を定める方法については別に定める。

（経営協議会からの推薦）

第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者の推薦を求めるものとする。

2 前項の規定による第1次候補者の数は、2人程度とし、前条の規定による第1次候補者と重複することを妨げない。

（候補者の選定）

第11条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、第7条の規定により提示した求められる総長像に照らし、面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を定めるも

第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）を決定するために、代議員会を設け、第1次候補者として推薦する者を選出させる。

2 前項の代議員会が選出する者の数は、原則として10人を限度とし、代議員会は、選考・監察会議に通知する。

3 代議員会の構成並びに第1次候補者として推薦する者の選出及び通知の方法については別に定める。

（経営協議会からの推薦等）

第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者として推薦する者の選出を求める。

2 前項の経営協議会が選出する者の数は、2人程度とし、前条の規定により選出される者と重複することを妨げない。

3 選考・監察会議は、第1項の規定により選出された者について、経営協議会からの通知を受ける。

（第1次候補者の決定）

第11条 選考・監察会議は、第9条第2項及び前条第3項により通知を受けた者について審議し、第1次候補者を決定する。

2 選考・監察会議は、第1次候補者の決定後、速やかに、その氏名を50音順に公表する。

（第2次候補者の決定）

第12条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、所定の様式に基づいた総長候補者資料その他の関係資料（以下「総長候補者資料等」という。）を提出させるとともに、自身を次期総長の適任者として推薦する者（以下「推薦人」という。）を指定させ、選

のとする。

(告示及び通知)

第12条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、又は通知する。

2 前項の告示及び通知には、各第2次候補者の経歴及び業績を記載するものとする。

(意向投票)

第13条 選考・監察会議は、前条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については別に定める。

(総長予定者の決定)

考・監察会議に通知させる。

2 選考・監察会議は、前項の推薦人各自に、当該推薦人を指定した第1次候補者に係る推薦書の提出を依頼する。

3 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第1項の総長候補者資料等及び前項の推薦書を踏まえて面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を決定する。

4 第2次候補者を決定するための手順については、別に定める。

(第2次候補者の告示等)

第13条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、各第2次候補者の総長候補者資料等を公開する。

(所信表明)

第14条 選考・監察会議は、意向投票の実施に先立ち、第2次候補者に、各自、動画の形態により所信を表明する機会を設ける。

(意向投票)

第15条 選考・監察会議は、第13条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については別に定める。

(総長予定者の決定)

第14条 選考・監察会議は、第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 (略)

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第15条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出るものとする。

(1)～(4) (略)

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第16条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(総長への通知)

第17条 選考・監察会議が第15条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知するものと

第16条 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第12条第1項の総長候補者資料等、同条第2項の推薦書、同条第3項の調査、第14条の所信表明及び前条の意向投票の結果を考慮して、総長予定者を決定する。

2 (略)

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第17条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出る。

(1)～(4) (略)

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行う。

(意見陳述の機会の付与)

第18条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

(総長への通知)

第19条 選考・監察会議が第17条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知する。

する。

第4章 総長の中間評価
(実施方法)

第18条 (略)

- 2 選考・監査会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書（以下「評価資料」という。）の提出を求めるものとする。
- 3 選考・監査会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。）並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求めるものとする。
- 4 選考・監査会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監査会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定するものとする。

（通知及び公表）

第19条 (略)

- 2 選考・監査会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。

第5章 補則

（本内規の改廃）

第20条 (略)

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

第4章 総長の中間評価

(実施方法)

第20条 (略)

- 2 選考・監査会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書（以下「評価資料」という。）の提出を求める。
- 3 選考・監査会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。）並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求める。
- 4 選考・監査会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監査会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定する。

（通知及び公表）

第21条 (略)

- 2 選考・監査会議は、中間評価の結果及びその過程を公表する。

第5章 補則

（本内規の改廃）

第22条 (略)

東京大学総長選考・監察会議内規

平成16年4月1日
総長選考会議可決
東大規則第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出並びに総長の中間評価は、東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）がこの内規により行う。

(議事)

第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第17条により解任の申出をする場合及び第22条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

(表決)

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

- (1) 第1次総長候補者の決定
- (2) 第2次総長候補者の決定
- (3) 総長予定者の決定
- (4) 総長の解任の申出の決定
- (5) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃
- (6) 大学総括理事の設置
- (7) 運営方針委員の選任及び解任
- (8) 運営方針委員の任期に関する事項
- (9) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認する。

(議長)

第4条 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。

2 議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議長の選出方法については別に定める。

(監事の陪席)

第5条 選考・監察会議の議事は、原則として監事を陪席させて行う。

2 陪席した監事は、議事を傍聴し、議事進行が適正を欠くと判断する場合には、そのことについて意見を述べることができる。なお、議事の内容にわたる意見を述べることはできない。

3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与

える。

- 4 監事から述べられた意見は、監事が記録を求めた場合又は選考・監察会議が記録を適当と認めた場合には、議事要旨に記載する。

第2章 総長選考

(選考の事由)

第6条 総長の任期が満了する場合には、選考・監察会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

(選考基準)

第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにする。

(選考の開始の公示)

第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合は、その6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から速やかに、選考の開始を公示する。

(代議員会からの推薦等)

第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）を決定するため、代議員会を設け、第1次候補者として推薦する者を選出させる。

- 2 前項の代議員会が選出する者の数は、原則として10人を限度とし、代議員会は、選考・監察会議に通知する。

- 3 代議員会の構成並びに第1次候補者として推薦する者の選出及び通知の方法については別に定める。

(経営協議会からの推薦等)

第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者として推薦する者の選出を求める。

- 2 前項の経営協議会が選出する者の数は、2人程度とし、前条の規定により選出される者と重複することを妨げない。

- 3 選考・監察会議は、第1項の規定により選出された者について、経営協議会からの通知を受ける。

(第1次候補者の決定)

第11条 選考・監察会議は、第9条第2項及び前条第3項により通知を受けた者について審議し、第1次候補者を決定する。

- 2 選考・監察会議は、第1次候補者の決定後、速やかに、その氏名を50音順に公表する。

(第2次候補者の決定)

第12条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、所定の様式に基づいた総長候補者資料その他の関係資料（以下「総長候補者資料等」という。）を提出させるとともに、自身を次期総長の適任者として推薦する者（以下「推薦人」という。）を指定させ、選考・監察会議に通知させる。

- 2 選考・監察会議は、前項の推薦人各々に、当該推薦人を指定した第1次候補者に係る推薦書の提出を依頼する。

- 3 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第1項の総長候補者資料等及び前項の推薦書を踏まえて面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を決定する。

- 4 第2次候補者を決定するための手順については、別に定める。

(第2次候補者の告示等)

第13条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、各第2次候補者の総長候補者資料等を公開する。

(所信表明)

第14条 選考・監察会議は、意向投票の実施に先立ち、第2次候補者に、各々、動画の形態により所信を表明する機会を設ける。

(意向投票)

第15条 選考・監察会議は、第13条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については、別に定める。

(総長予定者の決定)

第16条 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第12条第1項の総長候補者資料等、同条第2項の推薦書、同条第3項の調査、第14条の所信表明及び前条の意向投票の結果を考慮して、総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考・監察会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第17条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出る。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合
- (2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合
- (3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないと認められる場合
- (4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行う。

(意見陳述の機会の付与)

第18条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

(総長への通知)

第19条 選考・監察会議が第17条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知する。

第4章 総長の中間評価

(実施方法)

第20条 選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

- 2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書（以下「評価資料」という。）の提出を求める。
- 3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。）並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求める。

4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定する。

(通知及び公表)

第21条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表する。

第5章 補則

(本内規の改廃)

第22条 この内規の改廃は、議長が選考・監察会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。

2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

改正案は総長選考・監察会議において
引き続き検討を行う。

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の一部改正について（案）（令和 年 月 日）

改正理由：総長選考プロセスの透明性の確保、総長選考・監察会議による国立大学法人法に基づいた主体的な選考の実施、総長選考プロセスにおける各会議の役割の明確化、選考プロセスへの学内構成員の参画の拡大及び字句修正のため、必要な改正を行う。

現 行	改 正
<p>1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）</p> <p>第9条の代議員会の構成について</p> <p>(1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>ア. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表1に定める区分ごとに各4人（ただし、投票資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。）</p> <p>イ. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表2に定める区分ごとに各1人</p> <p>(2) 前号ア. の代議員は、別表1の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出するものとする（学部の場合を除く）。ただし、別表1の「<u>全学センター</u>、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各<u>全学センター</u>、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した<u>全学センター</u>、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者</p>	<p>1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）</p> <p>第9条の代議員会の構成について</p> <p>(1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>ア. 第4項第1号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表1に定める区分ごとに各4人（ただし、投票資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。）</p> <p>イ. 第4項第1号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表2に定める区分ごとに<u>人数欄に定める数</u></p> <p>(2) 前号ア. の代議員は、別表1の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出する（学部の場合を除く）。ただし、別表1の「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者</p>

<p>融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者 (第4項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。) 1名を含めることができる。</p>	<p>(第4項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。) 1名を含めることができる。</p>
<p>(3) 第1号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員は同号にいう常勤の教職員に含まれる。<u>また、公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するとみなし、教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして、それ</u>取り扱う。</p>	<p>(3) <u>教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして取り扱う。</u></p>
<p>(4) 第1号イ. にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告する<u>ものとする。</u></p>	<p>(4) 第1号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員<u>若しくは東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員のうち職域限定職員である者は、</u>同号にいう常勤の教職員に含まれる<u>ものとし、</u>公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するものとみなして取り扱う。</p>
<p>(5) 第1号イ. にいう全学センター、及び学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各<u>全学センター、及び学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告するものとす</u>る。</p>	<p>(5) 第1号イ. にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告する。</p> <p>(6) 第1号イ. にいう学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告する。</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(7) (略)</p>

<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2. 内規第9条の<u>第1次候補者を定める方法</u>について</p> <p>(1) 東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、期日を定めて代議員会を招集し、<u>第1次候補者を推薦させる</u>。</p> <p>(2) 大学院各研究科、情報学環及び各附置研究所の長、<u>全学センター</u>、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 代議員会は、次の方法によって<u>第1次候補者を定める</u>。</p> <p>ア. 各代議員は、<u>候補者として適當と認める者</u>2人以内を連記で投票する。</p> <p>イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順に<u>その席上において発表</u>する。</p> <p>ウ. 各出席代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。</p>	<p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2. 内規第9条の<u>選出及び通知の方法</u>について</p> <p>(1) 選考・監察会議は、期日を定めて代議員会を招集する。</p> <p>(2) 大学院各研究科、情報学環、<u>公共政策学連携研究部</u>及び各附置研究所の長、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 代議員会は、次の方法によって<u>選考・監察会議に推薦する者を選出する</u>。</p> <p>ア. 各代議員は、2人以内を連記で投票する。</p> <p>イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順に発表する。</p> <p>ウ. 各代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。</p>
--	--

エ. ウ. の投票において得票多数の者 10 人を限度として第 1 次候補者とする。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、10 人を超えてその者を第 1 次候補者に加える。

オ. 代議員会の議長は、第 1 次候補者の氏名を 50 音順によりその席上において発表する。ただし、各第 1 次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。

(5)～(7) (略)

(8) 代議員会の議長は、第 1 次候補者が定まったときは、これを選考・監察会議に通知する。

3. 内規第 9 条及び第 10 条による第 1 次総長候補者について

(1) 選考・監察会議委員が第 1 次総長候補者として定められたときは、予め選考・監察会議が定めた期日までに第 1 次総長候補者に選出されることを辞退した場合を除き、委員を辞職するものとする。

(2) (略)

(3) 選考・監察会議は、第 1 次総長候補者に選出された者全

エ. ウ. の投票において得票多数の者 10 人を限度として選出する。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、その者を加え、10 人を超えて選出する。

(5)～(7) (略)

(8) 代議員会の議長は、第 4 号によって選出された者に対し、第 1 次候補者として、選考・監察会議に推薦することの可否の意向確認をする。

(9) 代議員会の議長は、前号の意向確認において辞退した者を除き、推薦する者の氏名を、得票数を示した上で、50 音順に、選考・監察会議に通知するとともに、公表する。

3. 内規第 11 条による第 1 次候補者の決定について

(1) 選考・監察会議委員は、内規第 9 条第 2 項又は第 10 条第 3 項の通知に、自己の氏名が、第 1 次候補者として推薦する者として含まれていた場合、内規第 11 条第 1 項の審議に加わることができない。

(2) 選考・監察会議委員が第 1 次候補者として決定されたときは、委員を辞職する。

(3) (略)

員から所定の様式に基づいた総長候補者資料の提出を求める。

4. 内規第13条の意向投票の投票資格について

- (1) 投票資格を有する者は、東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者とする。

(2)～(3) (略)

(4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。

(5) 教授（特例）ポストの教授は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。

(6) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、

4. 内規第15条の意向投票の投票資格について

- (1) 投票資格を有する者は、次のとおりとする。
ア. 東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者
イ. 管理又は監督の地位にある教職員（東京大学教職員給与規則第21条に基づく管理職手当の支給を受ける教職員をいう。）であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に東京大学事務組織規則第2条第2項に掲げる部長である者、同規則第3条第3項に掲げる事務部長及び事務長である者、同条第5項に掲げる事務長及び柏地区事務機構長である者並びに東京大学職員の職に関する規則別表に掲げる看護部長及び薬剤部長である者

(2)～(3) (略)

(4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号ア.にいう常勤の教授に含まれる。

(5) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、

<p>第1号にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。</p> <p>(7) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。</p> <p>(8) <u>全学センター</u>、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号にいう教授会とみなす。</p> <p>5. 内規<u>第13条</u>の意向投票の方法について</p> <p>(1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に<u>指定の投票所において</u>、単記無記名投票により行う。</p> <p>(2) <u>有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前号の投票を行う。</u></p> <p>(3) <u>投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について1回に限り投票を行う。</u></p>	<p>第1号<u>ア.</u>にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。</p> <p>(6) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号<u>ア.</u>にいう常勤の教授に含まれる。</p> <p>(7) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号<u>ア.</u>にいう教授会とみなす。</p> <p>5. 内規<u>第15条</u>の意向投票の方法について</p> <p>(1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に、<u>選考・監察会議が指定するシステムを用いて</u>、単記無記名投票により行う。</p> <p>(2) <u>投票回数は、以下のとおりとする。</u> <u>ア. 第2次候補者が3人の場合は、1回の投票を行う。</u> <u>イ. 第2次候補者が4人以上の場合は、2回の投票を行う。ただし、2回目の投票は1回目の投票において得票多数の者上位3人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について行う。</u></p>
--	--

(4) 議長は、教育研究部局、全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設及び全国共同利用施設（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び総長予定者の候補者の氏名を投票資格を有する者に對し告示し、又は通知する等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

(5) 全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館所属の投票資格を有する者の投票は、別表3の部局（投票場）において行う。

(6) 東京大学基本組織規則第13条に基づく室所属の投票資格を有する者の投票は、議長の定める部局（投票場）において行う。

(7) 投票当日の選考・監察会議開催（開票）の場所と時刻は、議長が各部局長に通知する。

(8) 第1号から第3号に定める投票の際は、各人の得票数を投票の都度発表する。

(9) 第2号にいう「有効投票」には、白票、無効票及び不明票は含まれない。

(3) 議長は、教育研究部局、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館並びに東京大学基本組織規則第13条に基づく室及び第18条に基づく室（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び第2次候補者の氏名その他の意向投票において必要な事項を投票資格を有する者に對し周知し、当該部局において投票資格を有する者に対する投票実施の補助管理を行う等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

(4) 第1号及び第2号に定める投票の際は、各第2次候補者の得票数を投票の都度発表する。

(5) 意向投票の終了後、選考・監察会議は、速やかに、全ての投票会の結果（各第2次候補者の得票数及び白票を含む。）を公表する。

6. 内規第14条第2項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第2次総長候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて内規第13条の規定により再度意向投票を行うことができる。

7. 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第8条から第14条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。

8. 前2項の規定は、内規第14条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。

9. 内規第15条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会もしくは教育研究評議会に意見を求めることができる。

10. 内規第16条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭ですることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してするものとする。なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項

(2) 申出の原因となる事実

6. 内規第16条第2項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第2次候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて内規第15条の規定により再度意向投票を行うことができる。

7. 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第8条から第16条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。

8. 前2項の規定は、内規第16条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。

9. 内規第17条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会若しくは教育研究評議会に意見を求めることができる。

10. 内規第18条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭ですることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してする。なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。

(1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項

(2) 申出の原因となる事実

(3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

別表 1

区分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部

(3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

別表 1

区分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
<u>公共政策学連携研究部</u>
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部

農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
<u>全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館</u>

- (1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。
 (2) 公共政策学連携研究部専属の教員であって、投票資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。

別表 2

区 分

農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館

- (1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。

別表 2

区 分	人 数

人文社会系研究科	
教育学研究科	
法学政治学研究科	
経済学研究科	
総合文化研究科及び数理科学研究科	
理学系研究科	
工学系研究科	
農学生命科学研究科	
医学系研究科	
薬学系研究科	
新領域創成科学研究科	
情報理工学系研究科	
情報学環	
医学部附属病院	
医科学研究所	
地震研究所	
東洋文化研究所	
社会科学研究所	
生産技術研究所	
史料編纂所	
定量生命科学研究所	
宇宙線研究所	
物性研究所	
大気海洋研究所	
先端科学技術研究センター	
柏地区に所在する事務組織	
本部	

人文社会系研究科	<u>2</u>
教育学研究科	<u>2</u>
法学政治学研究科	<u>2</u>
経済学研究科	<u>2</u>
総合文化研究科及び数理科学研究科	<u>2</u>
理学系研究科	<u>2</u>
工学系研究科	<u>2</u>
農学生命科学研究科	<u>2</u>
医学系研究科	<u>2</u>
薬学系研究科	<u>2</u>
新領域創成科学研究科	<u>1</u>
情報理工学系研究科	<u>1</u>
情報学環	<u>1</u>
医学部附属病院	<u>1</u>
医科学研究所	<u>1</u>
地震研究所	<u>1</u>
東洋文化研究所	<u>1</u>
社会科学研究所	<u>1</u>
生産技術研究所	<u>1</u>
史料編纂所	<u>1</u>
定量生命科学研究所	<u>1</u>
宇宙線研究所	<u>1</u>
物性研究所	<u>1</u>
大気海洋研究所	<u>1</u>
先端科学技術研究センター	<u>1</u>
柏地区に所在する事務組織	<u>1</u>
本部	<u>1</u>

附属図書館	
<u>全学センター</u> 、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	

「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

附属図書館	<u>1</u>
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	<u>1</u>

「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

別表 3

<u>所 属</u>	<u>投票を行う部局</u>
生物生産工学研究センター	農学生命科学研究科
アジア生物資源環境研究センター	農学生命科学研究科
大学総合教育研究センター	教育学研究科
相談支援研究開発センター	本部
アイソトープ総合センター	理学系研究科
高大接続研究開発センター	本部
カブリ数物連携宇宙研究機構	宇宙線研究所
ニューロインテリジェンス国際研究機構	医学系研究科
未来ビジョン研究センター	法学政治学研究科
低温科学研究センター	理学系研究科
総合研究博物館	理学系研究科
環境安全研究センター	理学系研究科

<u>情報基盤センター</u>	<u>理学系研究科</u>
<u>素粒子物理国際研究センター</u>	<u>理学系研究科</u>
<u>空間情報科学研究センター</u>	<u>新領域創成科学研究科又は物性研究所</u>
<u>文書館</u>	<u>本部</u>

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則

(平成 16 年 7 月 20 日総長選考会議承認)

改正 : H20.1.22、20.6.17、21.4.14、22.9.21、26.7.8、27.3.13、R2.4.28、R4.3.16、
R7. .

1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第 9 条の代議員会の構成について

(1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア. 第 4 項第 1 号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員別表 1 に定める区分ごとに各 4 人（ただし、投票資格を有する者が 10 人に満たない場合は、2 人とする。）

イ. 第 4 項第 1 号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表 2 に定める区分ごとに入数欄に定める数

(2) 前号ア. の代議員は、別表 1 の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出する（学部の場合を除く）。ただし、別表 1 の「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者（第 4 項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。）1 名を含めることができる。

(3) 教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして取り扱う。

(4) 第 1 号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員若しくは東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員のうち職域限定職員である者は、同号にいう常勤の教職員に含まれるものとし、公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するものとみなして取り扱う。

(5) 第 1 号イ. にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告する。

(6) 第 1 号イ. にいう学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告する。

(7) 別表 2 の区分に掲げられた部局（「総合文化研究科及び数理科学研究科」及び「柏地区に所在する事務組織」を除く）の内、複数の部局の事務を共同して行う事務組織を置く部局に属する事務系職員の取扱いについては、専ら特定の部局の事務を担当する者は当該特定部局の区分に属するものとみなし、それ以外の者は当該事務組織が担当する部局中投票資格者たる教員を除く職員数が最大の部局に属するものとみなして

取り扱う。

- (8) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者以外の者は、第1号イ. の教職員に含めない。
- (9) 別表1又は2の区分に該当しない者がいる場合は、議長がその区分を定める。

2. 内規第9条の選出及び通知の方法について

- (1) 選考・監察会議は、期日を定めて代議員会を招集する。
- (2) 大学院各研究科、情報学環、公共政策学連携研究部及び各附置研究所の長、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。
- (3) 代議員会の議長は、選考・監察会議の議長又はその代行者をもってこれに充てる。
- (4) 代議員会は、次の方法によって選考・監察会議に推薦する者を選出する。
 - ア. 各代議員は、2人以内を連記で投票する。
 - イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順に発表する。
 - ウ. 各代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。
 - エ. ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として選出する。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、その者を加え、10人を超えて選出する。
- (5) 前号の場合における投票は、すべて無記名とする。
- (6) 投票の開票にあたり、立会人2人を置き、議長が指名する。
- (7) 被投票者が特定されない同姓同名の投票については、次の順で取り扱う。
 - ア. 学内者と学外者が同姓同名の場合
学内者に対する投票として取り扱う。
 - イ. 学内者に同姓同名がある場合
 - ①役員 ②教授（名誉教授を含む） ③准教授 ④その他の順による投票として取り扱う。ただし、その取り扱いにおいて、職名を同じくする同姓同名者が複数いる場合には、その投票数を同姓同名者の人数で割った数を各人についての投票とする。
- (8) 代議員会の議長は、第4号によって選出された者に対し、第1次候補者として選考・監察会議に推薦することの可否の意向確認をする。
- (9) 代議員会の議長は、前号の意向確認において辞退した者を除き、推薦する者の氏名を、得票数を示した上で、50音順に、選考・監察会議に通知するとともに、公表する。

3. 内規第11条による第1次候補者の決定について

- (1) 選考・監察会議委員は、内規第9条第2項又は第10条第3項の通知に、自己の氏名が、第1次候補者として推薦する者として含まれていた場合、内規第11条第1項の審議に加わることができない。
- (2) 選考・監察会議委員が第1次候補者として決定されたときは、委員を辞職する。
- (3) 前号による後任（補欠）の委員については、選考・監察会議から経営協議会及び教育研究評議会に対して、それぞれ選出を求める。

4. 内規第15条の意向投票の投票資格について

- (1) 投票資格を有する者は、次のとおりとする。
- ア. 東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であつて選考開始の公示日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者
- イ. 管理又は監督の地位にある教職員（東京大学教職員給与規則第21条に基づく管理職手当の支給を受ける教職員をいう。）であつて選考開始の公示日の属する月の初日に現に東京大学事務組織規則第2条第2項に掲げる部長である者、同規則第3条第3項に掲げる事務部長及び事務長である者、同条第5項に掲げる事務長及び柏地区事務機構長である者並びに東京大学職員の職に関する規則別表に掲げる看護部長及び薬剤部長である者
- (2) 選考開始の公示日の属する月の初日に投票資格を有していた者が、投票の日までに前項に定める者でなくなった場合は、投票資格を失う。
- (3) 選考開始の公示日の属する月の初日に休職中又は出向中の者は、投票資格を有する者に含まれない。
- (4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号ア. にいう常勤の教授に含まれる。
- (5) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第1号ア. にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。
- (6) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号ア. にいう常勤の教授に含まれる。
- (7) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号ア. にいう教授会とみなす。
5. 内規第15条の意向投票の方法について
- (1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に、選考・監察会議が指定するシステムを用いて、単記無記名投票により行う。
- (2) 投票回数は、以下のとおりとする。
- ア. 第2次候補者が3人の場合は、1回の投票を行う。
- イ. 第2次候補者が4人以上の場合は、2回の投票を行う。ただし、2回目の投票は1回目の投票において得票多数の者上位3人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について行う。
- (3) 議長は、教育研究部局、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館並びに東京大学基本組織規則第13条に基づく室及び第18条に基づく室（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び第2次候補者の氏名その他の意向投票において必要な事項を投票資格を有する者に対し周知し、当該部局において投票資格を有する者に対する投票実施の補助管理を行う等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

- (4) 第1号及び第2号に定める投票の際は、各第2次候補者の得票数を投票の都度発表する。
 - (5) 意向投票の終了後、選考・監察会議は、速やかに、全ての投票回の結果（各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。
6. 内規第16条第2項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第2次候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて、内規第15条の規定により再度意向投票を行うことができる。
 7. 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第8条から第16条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。
 8. 前2項の規定は、内規第16条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。
 9. 内規第17条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会若しくは教育研究評議会に意見を求めることができる。
 10. 内規第18条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭ですることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してする。なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。
 - (1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項
 - (2) 申出の原因となる事実
 - (3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

別表 1

区分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
公共政策学連携研究部
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館

(1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。

別表 2

区分	人數
人文社会系研究科	2
教育学研究科	2
法学政治学研究科	2
経済学研究科	2
総合文化研究科及び数理科学研究科	2
理学系研究科	2
工学系研究科	2
農学生命科学研究科	2
医学系研究科	2
薬学系研究科	2
新領域創成科学研究科	1
情報理工学系研究科	1
情報学環	1
医学部附属病院	1
医科学研究所	1
地震研究所	1
東洋文化研究所	1
社会科学研究所	1
生産技術研究所	1
史料編纂所	1
定量生命科学研究所	1
宇宙線研究所	1
物性研究所	1
大気海洋研究所	1
先端科学技術研究センター	1
柏地区に所在する事務組織	1
本部	1
附属図書館	1
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1

「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究所事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

趣旨

総長選考プロセスの透明性の確保及び実施する事項の明文化、総長選考・監察会議による国立大学法人法に基づいた主体的な選考の実施、総長選考プロセスにおける各会議の役割の明確化、選考プロセスへの学内構成員の参画の拡大その他の必要な改正を行う。

概要

【改正規則等】

(3-2) 東京大学総長選考・監察会議内規（案）【改正】

(3-3) 東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（案）【改正】

【改正内容概要】

1. 総長選考プロセスの透明性の確保及び明文化等

(1) 公表事項の追加及び明確化等

- ①代議員会で選出され選考・監察会議に第1次候補者として推薦された者の氏名及び得票数を公表（新規）（細則案2. (9)）
- ②第1次候補者の決定後、各候補者の氏名を公表（新規）（内規案第11条）
- ③第2次候補者の決定後に公開される資料が、候補者の提出した総長候補者資料等であることの明文化（内規案第13条）
- ④意向投票の結果について、得票数及び白票数を、最後の投票回のみでなく全ての投票回について公表するよう改正（新規）（細則案5. (9)）

(2) 第2次総長候補者の決定プロセスの明文化

- ①第2次候補者を決定する手順を事前に選考・監察会議で定める（新規）（内規案第12条第4項）
- ②選考・監察会議において、今後、第2次総長候補者を決定するまでの具体的な手順を定める予定

(3) 収集する候補者情報及び総長予定者を決定するにあたって考慮する事項の明確化

- ①第1次候補者から総長候補者資料等を提出させることの内規への明記（併せて細則から削除）（内規案第12条第1項）
- ②従前から存在するが明文で規定されていなかった第1次候補者の推薦人・推薦書について明記（同第2項）
- ③総長候補者資料等と推薦書は、面接を含めた調査を行うにあたって踏まえるものであることを明記（同第3項）
- ④選考・監察会議が総長予定者を決定するにあたって考慮する事項を明記（内規案第16条）

2. 構成員等に対する候補者情報の発信・提供の充実化（内規案第14条）

意向投票の実施に先立ち、第2次候補者による動画の形態による所信表明のプロセスを追加（新規）

3. 総長選考・監察会議による主体的な選考

意向投票の投票回数の見直し（細則案5. (2)）

総長選考・監察会議がより主体的な選考を行うため、意向投票の回数を、これまでの最大4回から最大2回までに見直し（新規）

4. 選考プロセスにおける各会議の役割の明確化

(1) 会議ごとの役割の明確化（内規案第9条、第10条）

代議員会及び経営協議会は第1次候補者を推薦するのであって決定する権限はないことから、各会議が推薦する者を選出して選考・監察会議に通知し、通知された者について選考・監察会議が審議し、表決を行うことで第1次候補者として決定される、という流れを明記

(2) 第1次候補者となることを辞退する場合の流れの明記

- ①代議員会で選出された者に対し、代議員会の議長から第1次候補者として推薦されることの可否を確認するプロセスを追加。
辞退した場合は第1次候補者としての推薦から除外（細則案2. (8)、(9)）（新規）
- ②選考・監察会議委員が選出され、辞退せず第1次候補者として推薦された場合、選考・監察会議において第1次候補者を決定するための審議に加われないことを追加（細則案3. (1)、(2)）（新規）

5. 選考プロセスへの学内構成員の参画の拡大等

(1) 代議員会の構成員の追加等

- ①公共政策学連携研究部は研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、代議員を選出する母体の部局として追加（細則案1. (4)、別表1）、教授会構成員以外の代議員については従前と変更がないため、対応する形で文言整理（細則案1. (4)）**（新規）**
- ②学部を有する研究科からは教授会構成員以外の代議員を1名増やして計2名とするため、別表1に人数欄を追記
（細則案1. (1) イ.) （新規）
- ③常勤の教職員の定義に職域限定職員を追加（明文化）**（細則案1. (4)）。**
- ④本学組織の類型として「全学センター」がなくなったことに伴う文言修正**（細則案1. (2)、(6)）**
- ⑤意向投票の投票資格を有する者の定義の変更に対応し、代議員の定義が変わらないよう文言を調整
（細則案1. (1) ア. 、イ. ）

(2) 意向投票の投票資格を有する者の追加等

- ①意向投票の投票資格を有する者に部長級及び各部局事務組織の長が加わることによる文言の追加**（細則案4. (1)）（新規）**
- ②教授（特例）ポストの廃止に伴い削除**（細則案4. (5)）**
- ③本学組織の類型として「全学センター」がなくなったことに伴う文言修正**（細則案4. (8)）**

6. その他

(1) 表決事項から「求められる総長像の決定」を削除（内規案第3条）

「求められる総長像」は、選考・監察会議における継続的な議論を通じて作り上げるものであり、表決により議決する性質とは異なるため削除

(2) 意向投票の実施方法の変更（細則案5. (1)、(5)）

システムを用いたオンライン投票を前提とした文言の修正を行うほか、対面の投票を前提とした不要な号や文言の削除。

(3) その他、条の追加による条ずれや字句修正の対応等

【その他改正が必要な規則等】

経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ

経営協議会から総長選考会議へ第1次候補者を推薦する方法・手順について、推薦、投票、決定の手順の細目を定めるもの。

※経営協議会にて見直しを検討予定

【改正スケジュール（予定）】

- ・12月1日 総長選考・監察会議にて審議・即日改正施行（予定）

参考資料

- [【参考資料】次期総長選考に向けた課題検討（総長選考・監察会議）](#)

(年 月 日現在)

総長候補者資料

1. 氏名及び年齢（令和8年度末年齢）

写真

45mm×35mm

2. 現職

3. 学位（学位の別、専攻分野、取得大学等名及び取得年月）

4. 学歴（大学卒業以降）

5. 主な職歴

6. 主な教育・研究・社会活動

7. 主な論文・著書（題目、出典、発行年を記載）

8. 学会、審議会等における主な活動

9. その他特記事項（受賞歴等）

10. 教育・研究・社会活動についての概要説明

※ 6. に記載した活動について、専門外に伝わるよう平易な表現で1頁以内にまとめ
てください。

1 1. 組織の運営・経営に関する主な実績と成果

※ 1 頁以内で簡潔かつ具体的にご記載ください。

※第2次総長候補者に決定した場合、この様式は本学のウェブページで学内外に公開されます。

※英訳を添付してください。

東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見

氏名：

1. 世界や日本の将来を展望しつつ、今後の大学、特に東京大学の果たすべき役割をお聞かせください。

2. 東京大学の教育に対するお考えをお聞かせ下さい。

3. 東京大学の研究に対するお考えをお聞かせ下さい。

4. 東京大学の運営・経営、社会連携、国際化に対するお考えをお聞かせ下さい。

5. 大学運営・経営における総長の役割、総長のリーダーシップのあり方について、お考えをお聞かせ下さい。

6. 国際卓越研究大学としての将来構想に関するお考えをお聞かせください。

7. その他、東京大学の取り組むべき重点項目など、自由にご記入ください。

※第2次総長候補者に決定した場合、この様式は、本学のウェブページで学内外に公開されます。

※英訳を添付してください。

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

資料 5

2025 (R7) .8.27
総長選考・監察会議

年度	2024年度		2025年度													2026年度						
主な検討事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4						
求められる総長像						経営協議会・教育研究評議会において意見交換		◆求められる総長像（案）の決定	運営方針会議への意見照会	◆求められる総長像の決定			学内諸会議報告									
総長選考プロセス								◆プロセス等の（案）決定	学内諸会議提示	◆プロセス等の決定			学内諸会議報告									
規則改正（必要に応じて）								◆改正案の決定	学内諸会議提示	◆規則改正			学内諸会議報告									
会議日程	1/10 総長選考会議		3/14 総長選考会議	4/16 総長選考会議	5/21 総長選考会議	6/10 教育研究評議会	6/20 総長選考会議	6/23 経営協議会	7/22 運営方針会議	8/27 総長選考会議	9/9 科所長会議	9/16 教育研究評議会	9/17 運営方針会議	10/31 総長選考会議	11/14 総長選考会議	12/1 総長選考会議	1/6 科所長会議	1/13 教育研究評議会	1/14 総長選考会議	1/30 運営方針会議	3/13 総長選考会議	49

※このスケジュール（イメージ）は今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

本学における総長選考・監察会議の概要

○設置根拠

- ・国立大学法人法第12条第2項

○任務

- (1) 総長の選考
- (2) 総長の解任の申出
- (3) 総長の業務執行の状況についての確認及び中間評価の実施
- (4) 総長の任期に関する事項の審議
- (5) 大学総括理事の設置の是非に関する事項の審議
- (6) 運営方針委員の選任及び解任についての審議
- (7) 運営方針委員の任期に関する事項の審議

○委員構成

- ・経営協議会選出 8名
- ・教育研究評議会選出 8名 計16名

○委員の任期

- ・経営協議会選出委員 2年、再任可（在任上限通算6年）
- ・教育研究評議会選出委員 3年
- ・交代の場合は前任者の残任期間

○開催

- ・通常 年8回程度（おおむね経営協議会と同日に開催）
- ・令和6年度は13回（うち、書面審議4回）
- ・選考実施年度は面接調査を含めて9回程度（2020年度実績）

国立大学法人法に基づく総長選考

国立大学法人法（抄）

（役員の任命）

第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の選考により行うものとする。

- 一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者
- 二 第二十二条第二項第二号から第四号までに掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

5 この条に定めるもののほか、学長選考・監察会議の議事の手続その他学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定める。

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

7 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考・監察会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

8 監事は、文部科学大臣が任命する。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）（26文科高 第441号）平成26年8月29日 p6～一部抜粋

2. 国立大学法人法及び同法施行規則の一部改正

国立大学法人法及び同法施行規則の改正は、全ての国立大学法人等に適用されるものである。

（1）学長又は機構長の選考の透明化（国立大学法人法第12条及び第26条関係）

① 学長等選考会議は、当該国立大学法人等にふさわしい学長又は機構長の候補者を選出する重要な責任と権限を有しており、この責任と権限に基づき、広く学内外の候補者から主体的に選考を行うこと。このため、学長等選考会議が定める基準には、学長又は機構長に求められる資質・能力、学長又は機構長の選考の手続・方法に関する具体的な事項が盛り込まれることが想定されること。

3－3 学長選考・監察会議

【原則 3－3－1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。

【補充原則】

3－3－1① 学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

3－3－1② 法人の長の選考過程、選考理由について、人事にかかる審議であることを考慮しつつも、学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし信頼性・透明性を確保する観点から、できるかぎり具体的な内容の公表に努めるべきである。

【原則 3－3－3 法人の長の業務執行に関する厳格な評価】

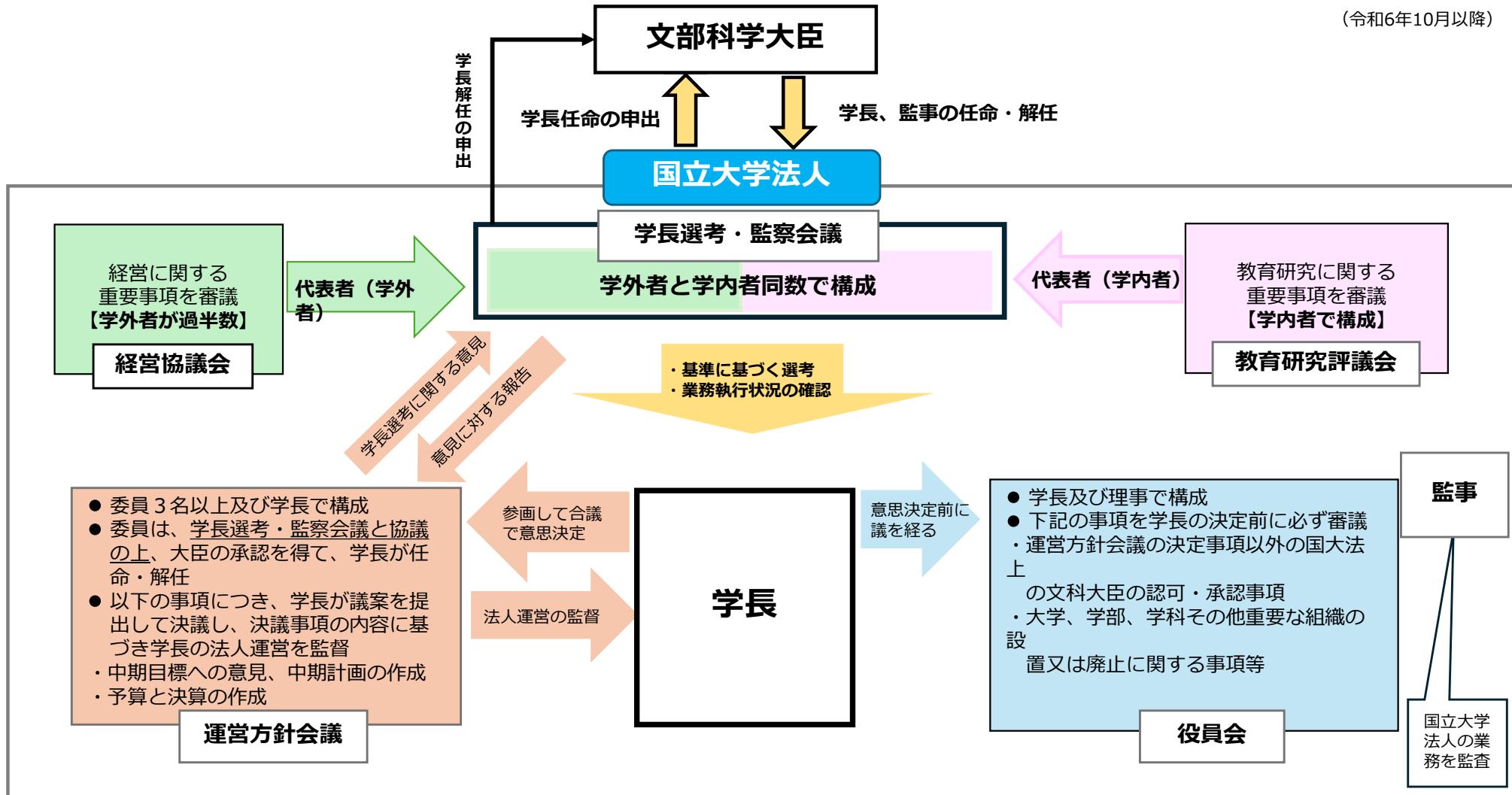
学長選考・監察会議は、同会議に法人の長の職務執行の状況報告を求める権限を付与した法の趣旨を踏まえ、法人の長の選任の後も、法人の長の業務が適切に執行されているか厳格な評価を行うべきである。これにより、法人の長の選考の適正性を担保するとともに、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、学長選考・監察会議による法人の長の選考を一過性のものにすることなく、法人の長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つべきである。

【補充原則】

3－3－3① 学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況の厳格な評価に資するため、例えば毎年度、その業務の執行状況を把握するなど、恒常的な確認を行うべきである。

3－3－3② 学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価（中間評価）を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。

国立大学法人のガバナンス



前回総長選考後の対応について

参考資料 2

2020(R2)年9月 要望書や質問状の提出

総長選考会議 第2次総長候補者の選定（2020（令和2）年9月）

→プロセスの公平性・透明性に問題があるとして学内外から要望書や質問状等が提出された。

2020(R2)年10月～12月 選考過程の検証

外部の弁護士数名によって構成される「①総長選考過程検証委員会」を発足し検証を行った。

→検証結果
・次期総長予定者の決定は、正当に成立した。

・総長選考会議の組織、運営に関して課題がある旨意見

「①令和2年度総長選考会議における総長の選考過程の検証報告書」 令和2年12月11日 令和2年度総長選考過程検証委員会

2021(R3)年1月～3月 「②総長選考会議の組織検討タスクフォース」において総長選考会議に関する検討課題の整理

「②総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書」（令和3年3月） 総長選考会議の組織検討タスクフォース

組織に関すること

- ・教育研究評議会、経営協議会における総長選考会議委員の選出方法のあり方
- ・学内委員の任期・交代・再任のあり方
- ・学外委員の任期・交代・再任のあり方
- ・総長選考会議の運営の適正性の確保

運営に関すること

- ・議事運営ルールの明確化
- ・議事録や録音などの管理・公開方法
- ・議長の役割について
- ・経営協議会、教育研究評議会及び学内構成員に対する情報提供及び説明責任の強化等

改善の取組検討

2021(R3)年4月～11月 ③総長選考会議の組織検討ワーキンググループ

→具体的な改善方策等を経営協議会及び教育研究評議会に提案

「③総長選考会議の組織検討ワーキンググループの検討結果に関する報告（最終報告）」 令和3（2021）年11月 総長選考会議の組織検討ワーキンググループ

組織に関する具体的改善事項

【総長選考会議委員の選出方法のあり方】

- ・「東京大学経営協議会における総長選考・監察会議委員の選出に関する内規」を制定し、経営協議会における総長選考・監察会議委員を選出するにあたっての選考方針、選出手続を定めた。
- ・学外委員候補者推薦委員会の設置
- ・「東京大学教育研究評議会における総長選考・監察会議委員の選出に関する内規」を制定し、教育研究評議会における総長選考・監察会議委員を選出するにあたっての選出方法について、従来の部局輪番制を維持しつつ規定を明文化。

【学内委員の任期等】

- ・総長選考会議学内委員の任期を3年とする。

【学外委員の任期等】

- ・総長選考会議学外委員の任期を2年、在任期間上限を通算6年とする。

【経営協議会学外委員】

- ・経営協議会学外委員の在任期間上限を通算8年とする。

・経営協議会学外委員の構成に関する方針決定

多様性の確保、本学執行部経験者の学外委員就任制限、選考理由等の公表

改善の取組検討

2021（R3）年度

総長選考会議において、関連規則等を検討し、改正

運営に関する具体的改善事項

関連規則等の改正

- ・表決により議決すべき事項、表決方法、手続きの明確化
- ・議事の記録、公開など運営の改善
- ・保秘事項の明文化
- ・議長の選出にあたって総長が関与することを避け、互選を実質化、議長選出方法の明確化
- ・議長行動指針の制定
- ・会議の傍聴、陪席者の明文化
- ・経営協議会、教育研究評議会及び学内構成員に対する情報提供及び説明責任の強化

令和2〇年4〇月28〇日

総長選考・監察会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる様々な危機や課題に対峙するための断固たるイノベーション戦略によって国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるため、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性と説得力のあるビジョンをも持って現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、適切に優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、具体的な戦略的指針をもって大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志
- 5 自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

青表記：第2回（5/21）総長選考・監査会議で一旦確定した変更箇所
黄色表記：運営方針会議及びパブリックコメントを受けて変更した箇所

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

(案)

文案は総長選考・監察会議において
引き続き検討を行う。

第2次候補者を決定するための手順について

令和●年 ●月 ●日
総長選考・監察会議

東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第12条第4項に基づき、令和8年度に実施する総長選考・監察会議における第2次候補者を決定するための手順について、以下のとおり定める。

1. 第2次候補者を決定するための手順

- (1) 出席委員により、以下の手順で協議を行う。
 - ① 第2次候補者の決定に当たり、多様性の観点その他の考慮すべき事項について検討を行う。
 - ② 無記名投票により、第1次候補者のうち、第2次候補者として相応しいと考える者（以下「適任者」という。）3名を選択する。
 - ③ ②の手順において得票数の上位の者から3名を適任者として選出する。ただし、その末位に得票同数の者があり得票数上位の者が4名以上となった場合には、協議によりその取扱いを決定する。
 - ④ 多様性の観点から、③の手順で選出した適任者と合わせて5名を超えない範囲内において適任者を追加する必要性について検討を行う。
 - ⑤ ④の手順において追加が必要と総長選考・監察会議が判断した場合、第1次候補者のうちから、追加の適任者を記名により投票する。
 - ⑥ ⑤の手順の結果を踏まえて協議し、③の手順で選出した適任者と合わせて5名を限度として適任者を選出する。
- (2) (1)③及び⑥の手順で選出された適任者について、内規第3条第1項第2号及び同条第2項に基づき表決を行い、第2次候補者を決定する。

2. 留意事項

- (1) 適任者の選出に当たっては、求められる総長像に合致していることを前提とする。
- (2) 1. (1)の協議に当たっては、出席委員全員から広く意見を聴取する。
- (3) 1. (1)は、基本的な協議の流れであり、上記によらない場合は、その都度協議してその取扱いを決定する。
- (4) 1. (1)の協議に当たっては、協議を進めるため、委員の意見の分布を確認することを目的として、投票の方法を用いることができる。投票を行う場合は、委員の構成に鑑み、議長は投票することができる。

第2次候補者の絞り込み方法（イメージ）

論点

- ・第2次候補者に絞り込む方法についての詳細なルール
- ・現行内規の「3人以上5人以内」の規定を維持すべきかどうか
- ・絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定める

○東京大学総長選考会議内規において「3人以上5人以内」と規定されている第2次候補者の人数については、それを維持すべきか、また、少なくとも実際の絞り込みを行う時点より前の段階でより明確にしておくべきではないか

○絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定めることが望ましい。**投票の方法を用いる場合には、投票の意味（意見分布の確認か候補者を決定するための表決か）や議決要件（出席委員の過半数の票を得た者を候補者として決定する等）を事前に明確化しておくべき**であり、必要に応じ、

東京大学総長選考会議内規の規定を補足するルールを検討することも考えられる。また、信憑性が確認されない匿名の告発文等は取り扱わない、あるいは中傷と思われる批判があった場合には当該候補者に反論の機会を与えるなどのルールの明確化も検討する必要がある

（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項 1 (2) ①第2次候補者の絞り込み方法）

学内WGにおける検討の結果

【第2次候補者の人数「3人以上5人以内」を維持すべきか】

「3人以上5人以内」に改正した趣旨（総長選考・監察会議が主体的に選考できるよう見直す）を尊重し、現行の総長選考・監察会議内規の規定を維持する。

【第2次候補者に絞り込む方法について】

総長選考・監察会議において、原則の絞り込みのルールを定める。絞り込み後、結果とともに公表する。

①方向性（ジェンダー、学問分野などの多様性やバランス等）の検討

①3名連記で投票

②結果発表

③得票数の多い者から上位3名は、原則、第2次候補者と決定

④第2次候補者として3名で十分かを検討

（ジェンダー、学問分野などの多様性やバランス等の観点。求められる総長像に合致していることを前提として、意向投票に提示する選択肢として過不足を確認。）

⑤追加（1～2名）の必要性を検討の上、総長選考・監察会議で決定

⑥適任と考える追加の候補者について投票 ※プレ投票

⑦投票結果をふまえて総長選考・監察会議にて検討

⑧決定のための投票※投票方法：議長を除く出席委員の無記名投票（選考・監察会議内規第3条1項2号、同条第2項）

R8（2026）検討

- a. ①意向投票を実施し、**翌日以降**に②総長予定者の決定（総長選考・監察会議）・③記者会見を実施する
- b. ①意向投票・②総長予定者の決定（総長選考・監察会議）を同日に実施し、**翌日以降**に③記者会見を実施する
- c. ①意向投票・②総長予定者の決定（総長選考・監察会議）・③記者会見を**すべて同日**に実施する

	時間枠1	時間枠2	時間枠3	時間枠4	翌日以降 時間枠1	時間枠2
a	10：00～意向投票 （得票数の発表・公表を含む）	ネットワーク障害 予備時間	×	×	10：00～総長選考・監察会議 （終了後PR）	15：00～記者会見
aネットワーク障害有	ネットワーク障害	13：00～意向投票 （得票数の発表・公表を含む）	×	×	10：00～総長選考・監察会議 （終了後PR）	15：00～記者会見
b	10：00～意向投票 （得票数の発表・公表を含む）	ネットワーク障害 予備時間	16：00～総長選考・監察会議 （終了後PR）	×	10：00～記者会見	×
bネットワーク障害有	ネットワーク障害	13：00～意向投票 （得票数の発表・公表を含む）	16：00～総長選考・監察会議 （終了後PR）	×	10：00～記者会見	×
c	10：00～意向投票 （得票数の発表・公表を含む）	ネットワーク障害 予備時間	16：00～総長選考・監察会議 （終了後PR）	21：00～記者会見	×	×
cネットワーク障害有	ネットワーク障害	13：00～意向投票 （得票数の発表・公表を含む）	16：00～総長選考・監察会議 （終了後PR）	21：00～記者会見	×	×
cネットワーク障害有.v1 ⇒bネットワーク障害有と同じ	ネットワーク障害	13：00～意向投票 （得票数の発表・公表を含む）	16：00～総長選考・監察会議 （終了後PR）	×	10：00～記者会見	×
cネットワーク障害有.v2 ⇒aネットワーク障害有と同じ	ネットワーク障害	13：00～意向投票 （得票数の発表・公表を含む）	×	×	10：00～総長選考・監察会議 （終了後PR）	15：00～記者会見

・オンライン投票の実施に当たり、学内ネットワーク障害等のために予備の時間帯を設けた方がよい

(震災等でない限り長時間の障害はなく、午前中にオンライン投票を実施するのであれば、同日の午後を予備の時間として押さえておくようにすれば足りること)

⇒⇒⇒意向投票はネットワーク障害の予備時間をセットで考える必要がある。

(ネットワーク障害の予備時間を想定すると、cのすべて同日に実施は困難か)

・総長予定者の決定（総長選考・監察会議）と記者会見を連続して実施する場合、準備のための時間が必要（2～3時間空ける）

2026年9月 総長選考スケジュール (イメージ)

2026年		9月				
日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
			動画撮影・編集期間			
6	7	8	9	10 動画配付開始 (仮)	11	12
13	14	15	16	17	18 秋季学位記授与 式・卒業式	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3
9月中旬以降、①意向投票、②総長予定者の決定（総長選考・監察会議）、③記者会見を実施する。②は委員の日程を調整して日時を決定する。						

【参考】R2(2020)スケジュール

R2.9.30 (水) ①意向投票

R2.10.2 (金) ②総長予定者の決定（総長選考・監察会議）、③記者会見

R2年度 (R2.9.30)

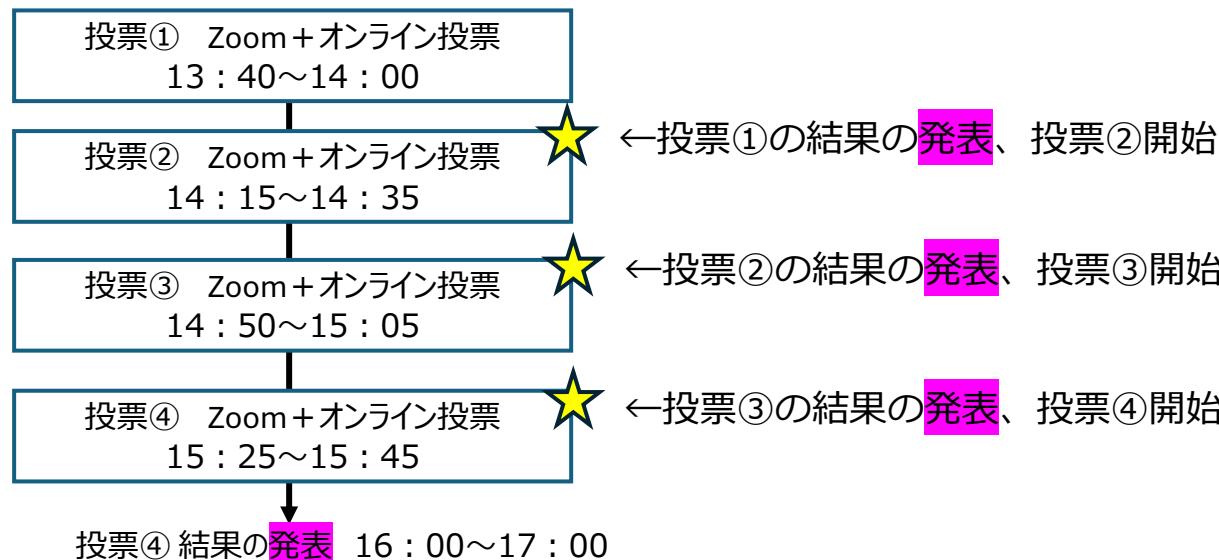
東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抄）

5. 内規第13条の意向投票の方法について

- (1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に指定の投票所において、単記無記名投票により行う。
- (2) 有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前号の投票を行う。
- (3) 投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について1回に限り投票を行う。
- (4)～(7) 略
- (8) 第1号から第3号に定める投票の際は、**各人の得票数を投票の都度発表する。**
- (9) 第2号にいう「有効投票」には、白票、無効票及び不明票は含まれない。

投票方法：3回投票してなお過半数を得るものがない場合は得票上位2人で4回目の投票を実施

日時を定めて、同一時間にZoomミーティング管理下で投票



意向投票の実施イメージについて

R8年度（イメージ）

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（改正案抜粋）

5. 内規第15条の意向投票の方法について

(1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に、選考・監察会議が指定するシステムを用いて、単記無記名投票により行う。

(2) 投票回数は、以下のとおりとする。

ア. 第2次候補者が3人の場合は、1回の投票を行う。

イ. 第2次候補者が4人以上の場合は、2回の投票を行う。

ただし、2回目の投票は1回目の投票において得票多数の者上位3人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について行う。

(3) 略

(4) 第1号及び第2号に定める投票の際は、各第2次候補者の得票数を投票の都度発表する。

(5) 意向投票の終了後、選考・監察会議は、速やかに、全ての投票回の結果（各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。

投票方法：第2次候補者が4人以上の場合、得票上位3人で2回目の投票を実施

日時を定めて、同一時間にZoomミーティング管理下で投票（予定）

（第2次候補者が5人であった場合）

投票① Zoom+オンライン投票（5人）

10:00～10:20（仮）

投票② Zoom+オンライン投票（3人）

10:35～10:55（仮）



←投票①の結果の発表、投票②開始

◎ 投票②結果の発表 ←細則第5項第4号

◎ 総長選考・監察会議ウェブページへ得票数を公表 ←細則第5項第5号

第5回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和7年8月27日（水）13：00～15：50
2. 方 法：オンライン会議（Zoom）
3. 出席者：国谷、國土、小林、酒匂、佐藤、関根、板東、岩間、宇野、浦野、柏谷、寺田、中島、平地、古村 各委員
4. 説明者：藤井総長
5. 陪席者：亀井、山口 各監事
6. 議題
 - 1 総長の賞与に係る職務実績評価について
 - (1) 総長による実績評価 自己評価書の説明
 - (2) 自己評価書についての意見交換
 - (3) 次回に向けた意見交換
 - 2 次期総長選考プロセスについて
 - 3 その他
7. 配付資料
 - 1-1 総長の賞与に係る職務実績 自己評価書【非公開】
 - 1-2 UTokyo Compass モニタリング指標 2025年度 No1、No2【非公開】（別冊1）
 - 2-1 次期総長選考に向けた課題検討
 - 2-2 候補者提出資料の様式（改訂案）
 - 2-3 第1次総長候補者に係る推薦書の様式（改訂案）
 - 2-4 2026（令和8）年度総長選考の基準・結果等の公表等の取扱いについて（イメージ）
 - 2-5 次期総長選考の実施手順等について（案）（別冊2）
 - 2-6 「求められる総長像（案）」等に関するご意見について（別冊3）
8. 参考資料
 - 1-1 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）
 - 1-2 総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和4年3月24日総長選考会議）
 - 2-1 意向投票開票結果【取扱注意】
 - 2-2 過去6回の総長選挙（代議員会を含む）での投票結果【取扱注意】
 - 2-3 意向投票にかかる他大学の状況【取扱注意】
 - 2-4 次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）
9. 議事

議題1については、人事に関する意見交換を行う議事であるため、非公開とする。

 - 1 総長の賞与に係る職務実績評価について

(1) 総長による実績評価　自己評価書の説明

議題1 (1) に関し、藤井総長から自己評価書について説明があった。

(2) 自己評価書についての意見交換

議題1 (2) に関し、出席委員と総長との意見交換が行われた。

(3) 次回に向けた意見交換

議題1 (3) に関し、出席委員の間で意見交換が行われた。

2 次期総長選考プロセスについて

議題2 に関し、議長から、参考資料2－4に基づき、次期総長選考プロセスについて、9月の学内諸会議に提示しパブリックコメントを行うため、本日一旦確定させる必要がある旨の説明があった。次いで、議長代行から、配付資料2－2及び2－3に基づき、「候補者提出資料」及び「推薦書様式」に関する総長選考・監察会議学内ワーキング・グループにおける検討の結果について説明があり、議長から、出席委員に意見を求めたところ、特に意見はなかった。

次いで、議長代行から、配付資料2－1に基づき、「候補者情報の発信・提供の在り方」に関する総長選考・監察会議学内ワーキング・グループにおける検討の結果について説明があり、議長から、出席委員に意見を求めたところ、特に意見はなかった。

次いで、議長から、「意向投票」に関する参考資料2－1から2－3について、「東京大学として公表していないデータが多く含まれていること及び他の国立大学が公表していない資料や調査結果を用いていること」という理由を以て非公開とすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。次いで、事務局から、参考資料2－1から2－3に基づき、本学の過去の意向投票のデータ及び意向投票にかかる他の国立大学の状況について説明があった。次いで、議長代行から、配付資料2－1に基づき、「意向投票」に関する総長選考・監察会議学内ワーキング・グループにおける検討の結果について説明があり、出席委員の間で意見交換及び質疑応答が行われた（○は出席委員の意見又は質問であり、→は議長又は議長代行の回答である。）。

○1回目と2回目の投票の間に候補者の辞退等は想定されるのか。

→1回目の投票結果を発表した直後に2回目の投票を行うため、候補者の辞退等は想定していない。

○1回目の投票で過半数の得票者が出た場合、候補者の人数によらず学内の意向が明確に示されたと考えられるが、候補者数に応じて投票回数を変えるのはなぜか。

→過去の投票に係るデータから、4名以上の場合は票が分散し、1回の投票のみで学内の意向を把握することが難しくなる可能性も高いため、総長選考・監察会議において、より精緻な議論ができるよう2回の投票とすることを検討している。

○今回の意向投票の目的は、各候補者の得票の分布を学内の意向として参照することなのか、それとも過半数の得票者を確定することなのか。

→従来のように学内の意向を示すために過半数の得票者を出すことが目的ではなく、総長選考・監察会議が主体的に選考を行うために、参考情報として得票の分布から学内の意向を確認することを目的としている。

○候補者が絞られた後の2回目の投票結果に心理的影響を受ける懸念があるため、投票は1回とし、票が分散した場合もその結果をもとに総長選考・監察会議が責任をもって選考を行う方が適切ではないか。

○投票を1回とする場合、票が分散するとその後の選考が困難になり得る一方、2回とする場合、過半数の得票者が出た際に2回目の投票結果が有力な次点の候補者の把握に寄与し得ることから、学内の意向を把握するためにも2回がよいと考える。

意見交換及び質疑応答の結果、議長から、意向投票の実施方法に関しては、配付資料2-1の「意向投票」における「学内WGにおける検討の結果」に記載の⑤のとおりとすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

次いで、議長代行から、配付資料2-1に基づき、「総長予定者の決定」に関する総長選考・監察会議学内ワーキング・グループにおける検討の結果について説明があった。次いで、出席委員の間で意見交換が行われた後、議長から、配付資料2-1の「学内WGにおける検討の結果」のとおりとする旨について賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

次いで、議長代行及び事務局から、配付資料2-4に基づき、総長選考の基準・結果等の公表について、これまでの取扱い及び令和8年度の取扱いに関する総長選考・監察会議学内ワーキング・グループにおける検討の結果について説明があり、議長から出席委員に意見を求めたところ、特に意見はなかった。

次いで、議長及び事務局から、配付資料2-5及び2-6に基づき、9月の学内諸会議へ提案するための資料について説明があり、議長から、意見等がある場合は事務局までお寄せいただきたい旨の発言があった。

3 その他

事務局から、配付資料2-1の微細な修正点及び今後の日程について、説明があった。

以上

令和7年3月14日

総長殿

総長選考・監察会議議長
板東 久美子

総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）

総長の賞与額の増減は、東京大学役員給与規則（平成16年4月1日役員会議決）第9条第2項及び第3項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成28年総長裁定）に基づき、総長選考・監察会議による職務実績の評価に基づき行うこととされ、増減率は、職務実績の評価の対象期間（令和6（2024）年度分）にかかる賞与に反映させるものとされております。

総長選考・監察会議では、この総長の職務実績の評価にあたり、総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和4年3月24日総長選考会議）を定め、中期計画及び本学として策定する行動計画（UTokyo Compass）の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案して行うこととしております。

つきましては、職務実績の評価の日程について下記のとおり決定しましたので、通知いたします。なお、自己評価資料は、5月30日迄に提出をお願いいたします。

記

日 時	内 容
令和7年 3月14日	総長選考・監察会議から、総長へ賞与に係る職務実績評価の自己評価資料の提出依頼
5月30日	総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の提出（予定）
7月22日	監事と総長選考・監察会議の懇談 総長の業務執行状況についての意見交換
8月27日	総長と総長選考・監察会議の懇談 総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の説明
9月17日	総長の賞与に係る職務実績評価の決定（予定）
11月14日	総長選考・監察会議から総長へ職務実績評価の結果を通知 総長の賞与に係る職務実績評価結果を経営協議会へ報告

令和 4 年 3 月 24 日
総長選考会議

総長の賞与に係る職務実績の評価について

東京大学役員給与規則（平成 16 年 4 月 1 日役員会議決）第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成 28 年総長裁定）に基づき、総長の賞与の額の増減に係る職務実績の評価については、下記により取扱うものとする。

記

1 職務実績の評価方法

総長選考・監察会議は、職務実績の評価を行うにあたっては、中期計画及び本学として策定する行動計画の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、必要に応じて総長及び監事と懇談を行うものとする。

2 職務実績の評価対象期間及び評価実施時期

- (1) 職務実績の評価対象期間は、前年度 1 年間における実績評価とする。
- (2) 職務実績の評価は、11 月までに行う。

3 職務実績の評価区分

職務実績の評価区分は、次表のとおりとする。

職務実績の評価区分	(増減率)
A：計画を著しく上回って進捗している	1.10
B：計画を上回って進捗している	1.05
C：計画の達成に向けて順調に進捗している	1.00
D：計画の達成のためには遅れている	0.95
E：計画の達成のためには重大な改善事項がある	0.90

4 職務実績の評価の決定

職務実績の評価の決定は、総長選考・監察会議委員の合議により行う。

5 職務実績の評価結果の通知及び報告

総長選考・監察会議は、職務実績評価の結果について、総長に通知し、経営協議会に報告する。

6 実施

この決定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

令和 7 (2025) 年 9 月 16 日

東京大学運営方針会議

議長 本田 桂子 殿

東京大学総長選考・監察会議

議長 板東 久美子

「求められる総長像（案）」等に関するご意見について

総長選考・監察会議は、国立大学法人法の定めるところにより、東京大学における総長の選考を任務としており、来年度に実施する次期総長選考に向けて、現在、選考プロセスの設計等の準備を進めております。

東京大学運営方針会議規則第 5 条第 4 項によると、「運営方針会議は、法人法第 12 条第 6 項の基準その他の総長の選考に関する事項について、総長選考・監察会議に対し、意見を申し出ることができる。」とされています。

つきましては、当会議で検討を進めている「求められる総長像（案）」及び「選考プロセス」につきまして別紙 1 及び別紙 2 のとおりお示しさせていただきますので、ご意見がございましたら、令和 7 (2025) 年 10 月 8 日（水）までにご提出くださるようお願いいたします。

なお、「求められる総長像（案）」及び「選考プロセス」につきましては、いただいたご意見を検討させていただき、本年 12 月頃、最終的に決定する予定です。

【担当】

東京大学本部法務課法規チーム

houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

令和●年●月●日
総長選考・監察会議

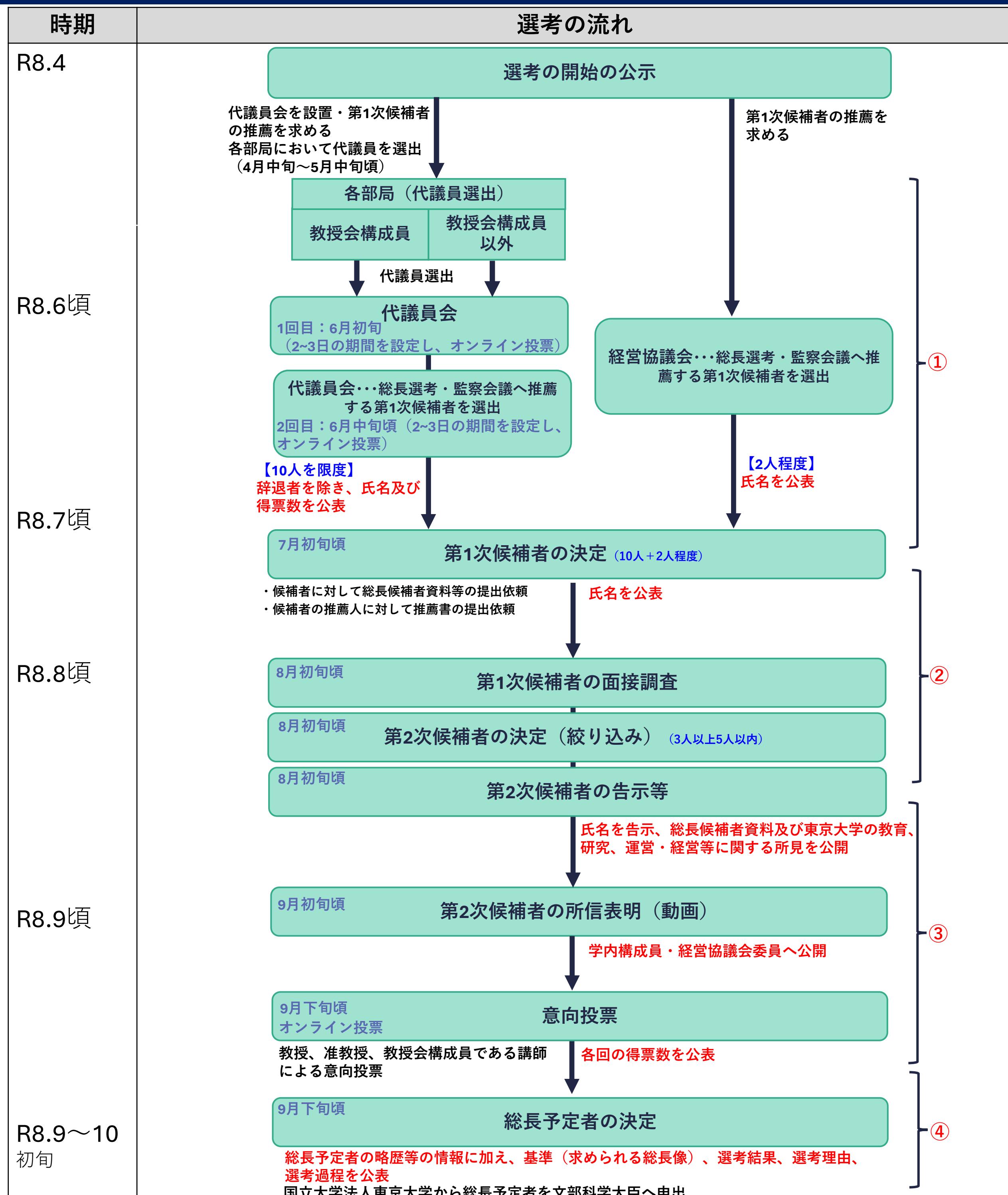
求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性を持って現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく能力
- 5 自由・自律及び多様性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html



- この流れ図中の①～④は、次ページの「①第1フェーズ(第1次候補者決定まで)」から「④第4フェーズ(総長予定者決定まで)」の各フェーズに対応している。
- 総長選考・監察会議は、経営協議会から選出される学外委員8名と教育研究評議会から選出される学内委員8名で構成される。
- 総長の選考に当たっては、総長選考・監察会議が選考の基準となる「求められる総長像」を定め、あらかじめ提示する。
- ※この流れ図は現時点の想定する流れを記載したものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

① 第1フェーズ（第1次候補者決定まで）

選考の開始の公示 → 代議員会・経営協議会からの第1次候補者推薦等 → 総長選考・監察会議による第1次候補者の決定

①代議員会の構成の見直し

- 組織区分に公共政策学連携研究部を追加

公共政策学連携研究部は研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、代議員を選出する母体の部局として追加するもの

- 教授会構成員以外の者の参画者を拡大

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、多様な意見を取り入れるために見直すもの

②第1次候補者の推薦における情報提供

- 代議員会からの推薦について、第1次候補者として推薦する者の氏名及び得票数を公表

- 経営協議会からの推薦について、第1次候補者として推薦する者の氏名を公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの

③総長選考・監察会議における第1次候補者の決定について氏名を公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの

② 第2フェーズ（第2次候補者決定まで）

総長選考・監察会議による第1次候補者の面接 → 総長選考・監察会議による第2次候補者の決定

④第1次候補者から総長選考・監察会議へ提出する候補者資料の再検討

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、第1次候補者について必要な情報の見直し

⑤第1次候補者の面接の時間設定の検討

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、候補者への面接時間（特に候補者への質疑応答時間）をより長く確保する方向で見直し

⑥第2次候補者の絞り込みに関して、原則としての選出方法を事前に明確化

学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし、信頼性・透明性を確保する観点から、絞り込みを行う際の議事運営を事前に明確化するもの

⑦絞り込み後の第2次候補者の氏名の告示及び候補者資料の学外への公開

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの

③ 第3フェーズ（意向投票まで）

所信表明（動画提供） → 意向投票

⑧所信表明（動画）の提供

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、委員の判断材料に資するため及び意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるようにするため、第2次候補者に対して所信を表明する機会を設け、動画で提供

第1次候補者を推薦する役割を担う経営協議会委員にも動画を提供

⑨部長級、各部局事務組織の長に投票権を付与

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、大学の運営・経営への関与の観点から参画者を拡大するもの

⑩意向投票の実施方法の見直し

・総長選考・監察会議がその責任と権限の下、求められる総長像に基づき主体的に選考を行う際に、総長が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかを確認するための一つの参考として、引き続き意向投票を活用する。

・総長選考・監察会議が主体的に選考を行う観点及び意向を合理的に把握する観点から、投票回数は、第2次候補者が3人の場合は1回とし、第2次候補者が4人以上の場合は、得票多数の者上位3人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について2回目の投票を行う。

⑪意向投票の投票結果の公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため、意向投票が終了した後、全ての投票回の結果（各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。

④ 第4フェーズ（総長予定者の決定まで）**⑫総長予定者の決定に際して、考慮すべき事項の明確化**

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため、新たに実施することとした所信表明の動画提供を含め、前提となる求められる総長像など総長予定者の決定にあたり考慮する事項を明確化

その他

●求められる総長像、関連規則等については、経営協議会、教育研究評議会、科所長会議において説明した上で学内構成員に対してパブリックコメントを実施する。

実施期間：令和7(2025)年9月25日～令和7(2025)年10月8日（予定）

実施方法：UTokyo Portal及びUTASへ掲載

なお、運営方針会議にも別途意見を照会する予定

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

年度	2025年度												2026年度							
主な検討事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4				
大学組織における総長の位置づけ	検討終了																			
次期総長の任期	検討終了																			
求められる総長像						◆求められる総長像 （案）の決定			◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定		◆求められる総長像の決定			◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定		◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定	◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定			
総長選考プロセス						◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定			◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定		◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定			◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定		◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定	◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定			
規則改正（必要に応じて）						◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定			◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定		◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定			◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定		◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定	◆運営方針会議への意見照会 （案）の決定			
会議日程	1/10 総長選考会議	3/14 総長選考会議	4/16 総長選考会議	5/21 総長選考会議	6/10 教育研究評議会	6/20 総長選考会議	6/23 運営方針会議	7/22 総長選考会議	8/27 総長選考会議	9/9 科所長会議	9/16 運営方針会議	9/17 教育研究評議会	10/31 総長選考会議	11/14 総長選考会議	12/1 総長選考会議	1/6 科所長会議	1/13 教育研究評議会	1/14 総長選考会議	1/30 運営方針会議	3/13 総長選考会議

※このスケジュール（イメージ）は今後の検討状況等により必要に応じて見直す。